

令和5年

# グラフで見る神奈川県下における 労働災害と健康の現状

(令和4年労働災害のとりまとめ)



**神奈川県労働局・各労働基準監督署**  
神奈川県労働局労働基準部編

本紙本内容については下記神奈川県労働局ホームページにて、若しくは右のQRコードからご覧下さい。

<https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/>



# 目 次

## 用語説明・はじめに

1	労働災害（コロナ込み全数）の推移 -----	1
	死傷者数の年別推移（全国・神奈川県）（図 1-1）	
	死亡者数の年別推移（全国・神奈川県）（図 1-2）	
2	死亡災害（コロナ込み全数）発生状況 -----	3
	業種別死亡者数（図 2-1）	業種別死亡者数 直近 5 年間合計（図 2-2）
	業種別死亡者数 推移（図 2-3）	
	業種別死亡者 平成 29 年を基準として指数化（図 2-4）	
	業種別・事故の型別死亡者 割合（図 2-5）	
3	死傷災害（コロナ除外）発生状況（全産業） -----	4
	業種別死傷者数（図 3-1）	業種別死傷者数 直近 5 年間合計（図 3-2）
	業種別死傷者数 推移（図 3-3）	
	業種別死傷者 平成 29 年を基準として指数化（図 3-4）	
	事故の型別死傷者数（図 3-5）	起因物別死傷者数（図 3-6）
4	重点業種等における事故の型別死傷災害（コロナ除外）発生状況 -----	5
	重点業種等における主な事故の型別死傷者数（円柱グラフ）（図 4）	
5	業種別 事故の型別・起因物別 死傷災害（コロナ除外）発生状況 -----	6
	製造業（図 5-1, 2）・建設業（図 5-3, 4）・陸運業（図 5-5, 6）・小売業（図 5-7, 8）・	
	社会福祉施設（図 5-9, 10）・飲食店（図 5-11, 12）・食料品製造業（図 5-13, 14）・	-----7
	ハイヤー・タクシー業（図 5-15, 16）・道路貨物運送業（図 5-17, 18）・	
	陸上貨物取扱業（図 5-19, 20）・医療保健業（図 5-21, 22）・	-----8
	ビルメンテナンス業（図 5-23, 24）・産業廃棄物処理業（図 5-25, 26）・警備業（図 5-27, 28）	
6	年齢階層別災害発生状況 -----	9
	年齢階層別死亡者数（図 6-1）	年齢階層別死亡者数 推移（図 6-2）
	年齢階層別死傷者数（図 6-3）	年齢階層別死傷者数 推移（図 6-4）
	業種別 50 歳以上の死傷者の割合（図 6-5） -----	10
	事故の型別 60 歳以上の死傷者数（図 6-6）	
	事故の型別 50～59 歳の死傷者数（図 6-7）	
7	経験年数別死傷災害（コロナ除外）発生状況 -----	11
	業種別 経験年数 1 年未満の死傷者の割合（図 7）	
8	交通労働災害による死亡災害発生状況 -----	11
	交通労働災害による死亡者数 推移（図 8-1）	
	交通労働災害 業種別死亡者数（図 8-2）	
9	業務上疾病発生状況 -----	12
	業務上疾病発生状況（表 9-1）	
	業務上疾病発生状況（年次別推移）（図 9-1）	

業務上疾病による死亡災害（図 9-2）	-----	13
腰痛災害発生状況（図 9-3）		
年次別 熱中症による労働災害発生状況（図 9-4）		
10 労災保険給付等状況（脳・心臓疾患及び精神障害等）	-----	14
脳・心臓疾患の労災補償状況（図 10-1）		
精神障害等の労災補償状況（図 10-2）		
11 健康診断結果	-----	15
（1）定期健康診断の実施状況		
業種別定期健康診断実施状況（表 11-1）		
定期健康診断 有所見率の推移（神奈川・全国）（図 11-1）	-----	16
定期健康診断結果の有所見率の推移（図 11-2）		
（2）特殊健康診断の実施状況	-----	17
年次別特殊健康診断実施状況（表 11-2）		
特殊健康診断有所見率の推移（図 11-3）		
（3）じん肺健康管理実施状況	-----	18
じん肺健康管理実施状況（表 11-3）		
（4）ストレスチェック制度の実施状況	-----	18
ストレスチェック検査・面接指導実施状況（神奈川）（図 11-4）		
「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況（規模別）（表 11-4）	-----	19
ストレスチェック検査・集団ごとの分析（神奈川）（図 11-5）		
12 死亡災害の概要	-----	20
13 神奈川労働局 第 13 次労働災害防止推進計画の結果	-----	24
14 神奈川労働局 第 14 次労働災害防止計画（神奈川計画）の概要	-----	25
15 最近のパンフレット等		
◎転倒防止に集中！！ STOP！転倒災害プロジェクト神奈川 2023	-----	27
◎自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！	-----	31
◎物流センターや倉庫内での死亡災害が増えています！	-----	33
◎【全業種で適用】貨物自動車からの墜落防止対策が法改正により強化されます	---	35
◎働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場づくりを進めましょう	---	36
◎STOP！熱中症 クールワークキャンペーン	-----	40
◎2023 年 4 月 1 日から危険な作業を行う事業者は以下の 1、2 に対して		
一定の保護措置が義務付けられます（1 作業を請け負わせる一人親方等		
2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人）	-----	42

# 用語説明

- 1 本冊子は、令和4年1月1日から同年12月31日までの間に発生し、令和5年4月7日までに集計した労働災害についての情報を基に作成しています。
- 2 死亡災害については死亡災害報告、休業4日以上之死傷災害（以下「死傷災害」と略。）については労働者死傷病報告の情報を基にしています。神奈川労働局管内に所在する事業場の労働者が県外へ出張して業務中に被災した労働災害も含んでいます。休業4日未満の労働災害は含んでいません。
- 3 本冊子においては、死傷災害のなかで新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害（以下「コロナ」と略。）が過半数を占めておりグラフ上での突出が著しくなることから、図1ではコロナ込み全数の死傷者数、図2から図6からまではコロナの人数を除外した死傷者数を掲載しています。

コロナ除外後の全産業における死傷者数の関連は次の表のとおりです。

	全産業における死傷者数（人）		
	図2から図6	コロナの人数	コロナ込み全数
令和2年	7, 204	413	7, 617
令和3年	7, 560	1, 108	8, 668
令和4年	7, 792	8, 779	16, 571

各業種における、コロナ除外後の死傷者数の関連は次頁に掲載してあります。

また、事故の型・起因物別死傷者数の図においては、コロナは「事故の型：その他」、「起因物：その他の起因物」の各人数から除外して掲載してあります。

- 4 業種、事故の型については、次の略称を使用しています。
  - (1) (業種) 陸運業：陸上貨物運送事業
  - (2) (事故の型) 交通事故：交通事故（道路）と交通事故（その他）の合計
- 5 業種については、次の分類を使用しています。
  - (1) 製造業は、電気・ガス・水道・熱供給業を含みます。
  - (2) 運送業は、運輸交通業と貨物取扱業の合計です。
  - (3) 陸運業（陸上貨物運送事業）は、運輸交通業のうち道路貨物運送業と、貨物取扱業のうち陸上貨物取扱業の合計です。
  - (4) 第三次産業は、電気・ガス・水道・熱供給業と運送業を含みません。
- 6 グラフにおける各要素の割合（パーセント）の数値は、小数点以下を四捨五入しているため、各要素の合計が100パーセントとならない場合は、グラフ最後尾に位置する要素の割合の数値を、合計100パーセントとなるように調整しています。
- 7 建設業の労働災害の詳細については、同時期発行の「神奈川県下における建設業労働災害の現状と対策」を御覧ください。



8 各業種におけるコロナ除外後の死傷者数の関連

業種	各業種における死傷者数（人）		
	図2から図6	コロナの人数	コロナ込み全数
製造業 令和2年	921	3	924
令和3年	978	131	1,109
令和4年	1,092	69	1,161
建設業 令和2年	810	14	824
令和3年	776	38	814
令和4年	702	131	833
陸運業 令和2年	1,044	0	1,044
令和3年	1,126	26	1,152
令和4年	1,179	42	1,221
運送業 令和2年	1,358	7	1,365
令和3年	1,419	41	1,460
令和4年	1,459	115	1,574
以下は令和4年			
食料品製造業	341	3	344
輸送用機械等製造業	136	4	140
ハイヤー・タクシー業	111	13	124
道路貨物運送業	895	40	935
陸上貨物取扱業	284	2	286
商業	1,313	97	1,410
小売業	1,029	62	1,091
倉庫業	46	0	46
保健衛生業	1,242	8,139	9,381
医療保健業	249	4,251	4,500
社会福祉施設	983	3,880	4,863
接客娯楽業	617	36	653
飲食店	417	22	439
清掃・と畜業	474	12	486
ビルメンテナンス業	282	4	286
産業廃棄物処理業	100	0	100
警備業	129	6	135

9 年齢階層別死傷者数（図6-2）におけるコロナ除外後の死傷者数の関連

年齢階層	図6-2	コロナの人数	コロナ込み全数
60歳以上	2,019	893	2,912
50～59歳	2,156	1,672	3,828
40～49歳	1,531	1,966	3,497
30～39歳	932	1,832	2,764
30歳未満	1,154	2,416	3,570

# はじめに

全国で発生した労働災害は、昭和36年に死傷者数481,686人（休業8日以上）、死亡者数6,712人をピークに、その後、昭和47年に統計対象を休業4日以上の死傷者数とした以降を含み長期的に減少しています。

神奈川労働局管内の労働災害も、同様に昭和36年に死傷者数26,376人（休業8日以上）、死亡者数336名をピークとして長期的には減少しています。

神奈川労働局管内の労働災害の最近の推移について、死傷者数は平成21年に過去最少の6,215人になってから6,500人前後で推移してきましたが、平成30年から増加傾向が明らかとなり、令和4年は7,792人（コロナ除外、前年比232人増加で増加率3.1%）と、5年連続増加で平成10年以降最多となりました。またコロナは8,779人（前年比7,671人増加で増加率692.3%）と激増しました。死亡者数（コロナ込み全数）は、3年ぶりに減少し前年の49人から30人となりました。

令和4年の死傷者数の増減を、主な業種別にみると、減少は建設業（9.5%減）・小売業（2.2%減）で、社会福祉施設は増減なし、増加は製造業（11.7%増）・飲食店（10.0%増）・陸運業（4.7%増）となりました。

事故の型別では、死傷者数の多い順で「転倒」（25.6%）、「動作の反動、無理な動作」（19.5%）、「墜落、転落」（14.1%）と前年と同じ順ですが、「転倒」が前年（23.8%）から割合を増やし、初めて4分の1を超えました。死亡者数については、多い順で「墜落、転落」（11人）、「交通事故」（6人）人、「崩壊、倒壊」（3人）であり、またコロナは前年の6人から1人に減少しました。

年齢階層別では、死亡者数における60歳以上の年齢層の割合は43.3%で3年連続40%以上、50歳以上の年齢層の割合は60%で4年連続60%以上となりました。死傷者数における50歳以上の年齢層の割合は53.6%で、4年連続50%以上となりました。

経験年数別では、死傷者数のうち経験1年未満の者の割合が20%以上を占め、特に割合の高い倉庫業（56.5%）、陸上貨物取扱業（33.8%）が注目されるところです。

これらの分析結果に基づき、神奈川労働局では、「第14次労働災害防止計画（神奈川計画）」（期間 2023年度～2027年度）を「働き方改革」とともに推進していきます。期間中は、全産業共通で増加傾向が認められる転倒・腰痛等の行動災害防止と、陸運業、建設業、製造業の死傷災害防止を中心に取組むこととしております。

また、先に述べたとおり、最近の傾向として50歳以上の年齢層の労働者や一部の業種において経験1年未満の労働者による災害が増加していることから、令和2年3月に厚生労働省が新たに策定した「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」及び雇い入れ時教育の一層の充実を、幅広く周知してまいります。

事業者、関係者の皆様におかれましては、本冊子を労働災害防止のための一助としてご活用いただければ幸いです。そして、基本的な安全衛生対策の実施はもとより、雇入れ時教育等の安全衛生教育の教育内容の充実、さらには「危険の見える化」など災害防止活動の一層の活発化をお願い申し上げます。

# 労働災害とは

労働災害とは、労働者の就業に係る建設物、設備、原材料、ガス、蒸気、粉じん等により、又は作業行動その他業務に起因して、労働者が負傷し、疾病にかかり、又は死亡することをいう。(労働安全衛生法第2条第1号)

## 事業者等の責務

事業者は、単にこの法律で定める労働災害の防止のための最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。(労働安全衛生法第3条第1項)

### 労働災害と事業者責任

#### (1) 安全配慮義務

安全配慮義務は判例上認められたものです。

事業主がこの安全配慮義務を履行していないときは、債務不履行責任（民法第415条）が問われます。

労働契約法第5条では、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするもの。」と規定しています。

#### (2) 事業者等の災害防止責任

### 法令違反と義務主体の責任

#### 刑事上の責任

- ・労働安全衛生法:措置義務違反
- ・刑法:業務上過失致死傷  
(罰則の適用)

#### 行政上の制裁

- ・使用/作業停止
- ・入札停止
- ・営業停止
- ・企業名公表 等

#### 民事上の責任

- ・労働契約法第5条  
:労働者の安全への配慮
- ・民法第415条:債務不履行責任
- ・民法第709条:不法行為責任
- ・民法第715条:使用者責任

#### 社会的制裁

- ・マスコミでの非難報道や風評
- ・信用失墜、顧客離れ
- ・経営不振→廃業

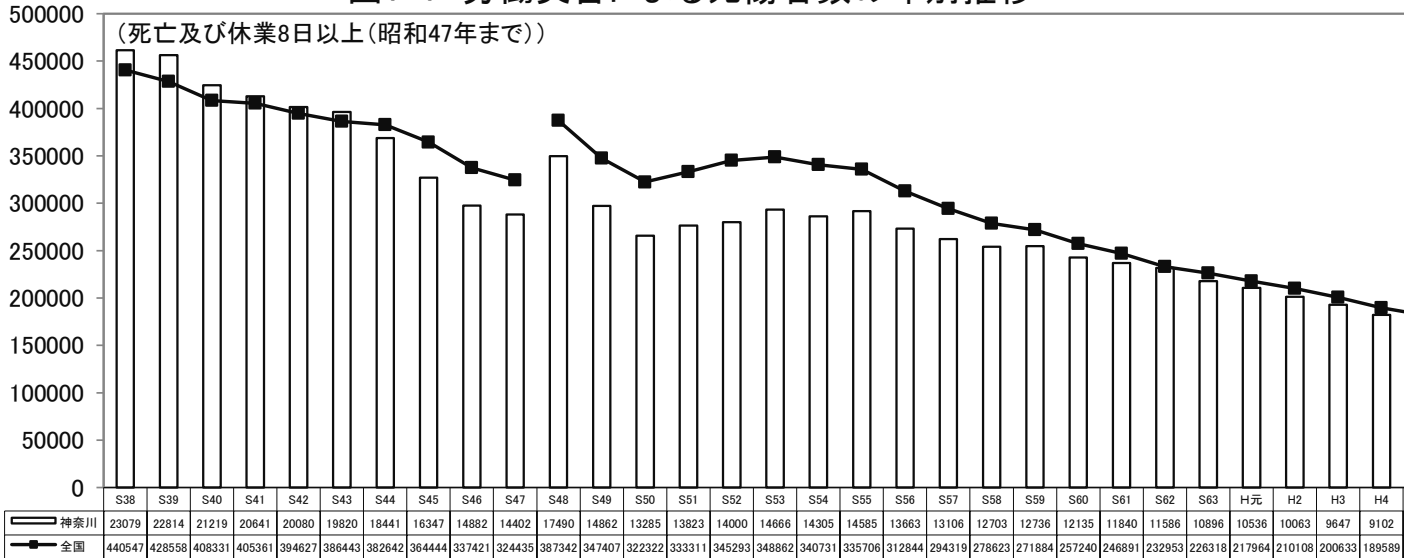
# 1 労働災害の推移

全国の労働災害による死亡者数は、昭和36年をピーク(6,712人)として、長期的には減少傾向を示しており、平成27年以降は死亡者数が千人を下回っています。令和4年の死亡者数は791人(新型コロナウイルス感染症のり患による17人を含む。)となり過去最少となりました。

死傷者数についても長期的には減少傾向を示していますが、平成21年(105,718人)を底に、増減を繰り返した後、令和2年以降増加傾向に転じています。令和4年は3年連続増加となり昭和58年以降最多となる288,344人(新型コロナウイルス感染症のり患による155,989人を含む。新型コロナウイルス感染症のり患を含まない死傷者数は平成14年以降最多となる132,355人。)となりました。

全国(折れ線グラフ)

図1-1 労働災害による死傷者数の年別推移

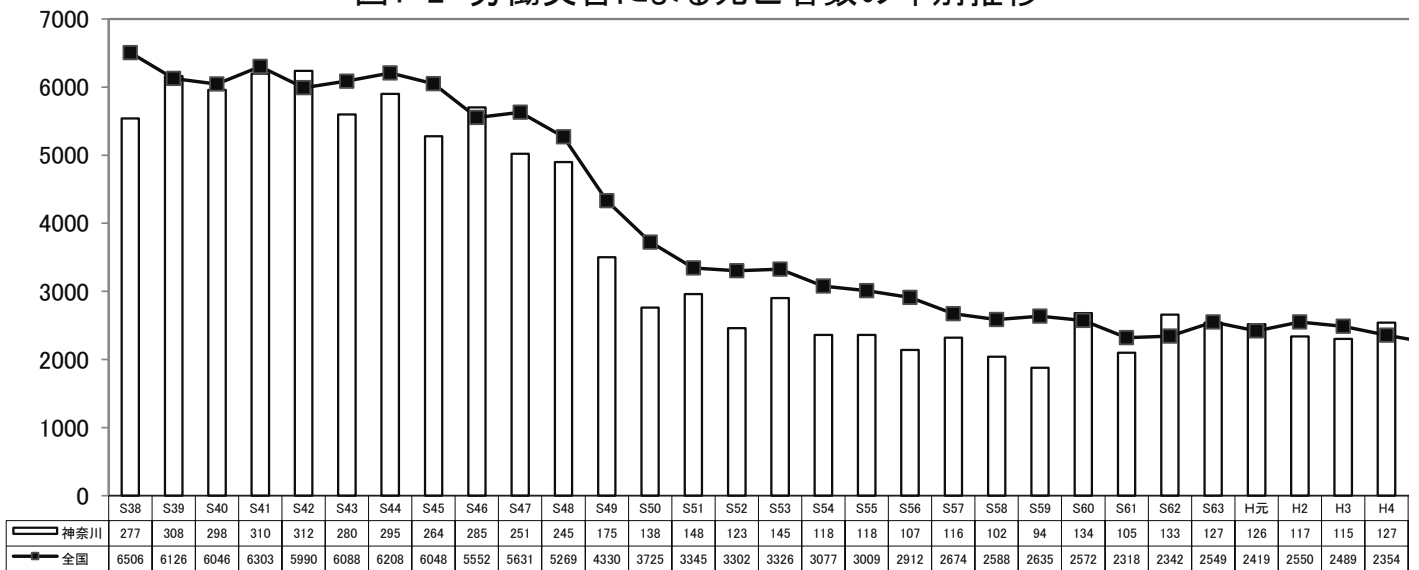


(全国データは労災給付データ及び労働者死傷病報告(労災非適)から作成。)

神奈川県データは平成10年までは労災給付データ、平成11年以降は労働者死傷病報告から作成。)

全国(折れ線グラフ)

図1-2 労働災害による死亡者数の年別推移

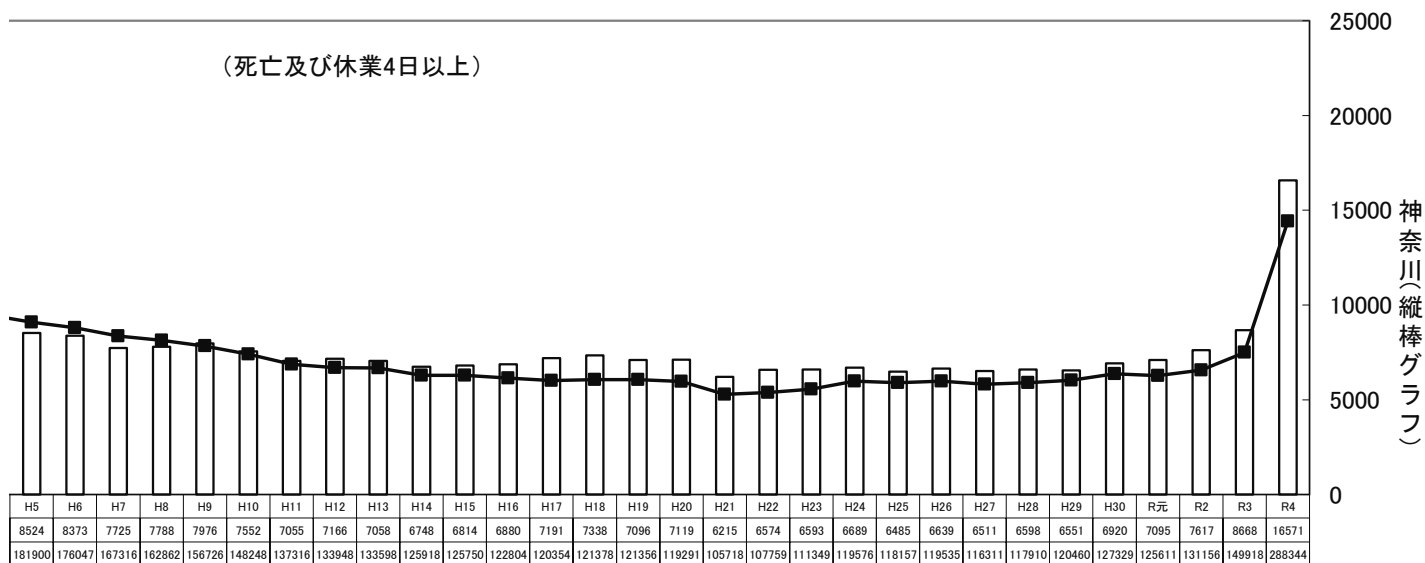


(死亡災害報告から作成)



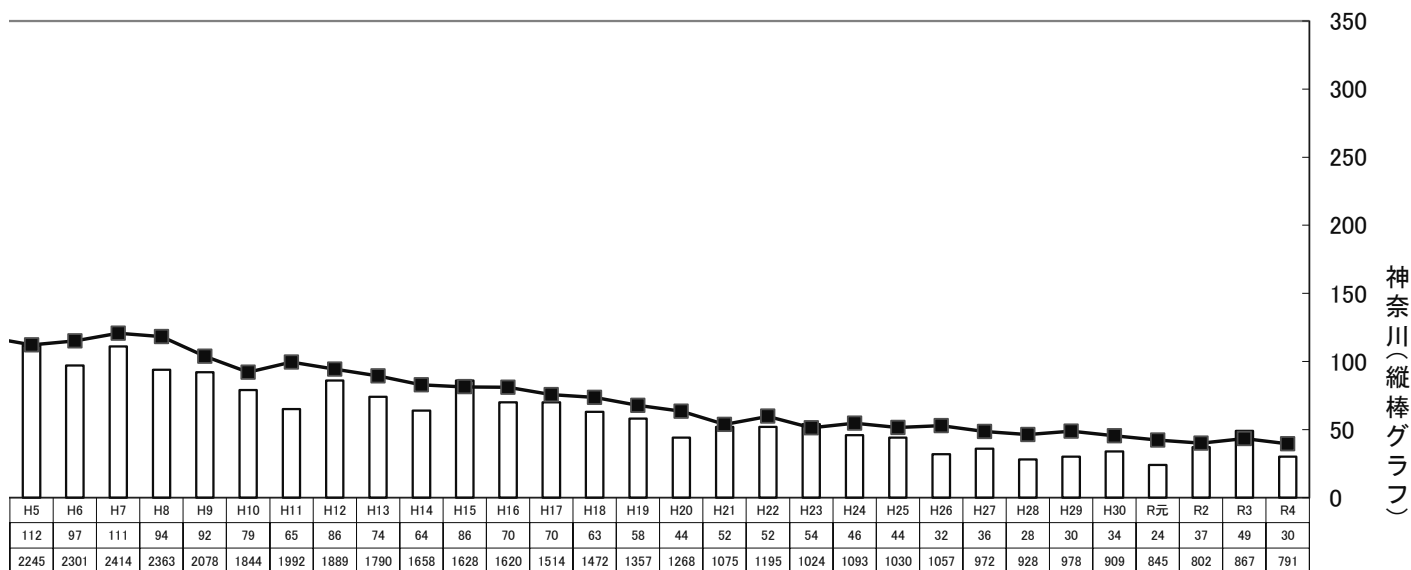
神奈川県労働局管内の労働災害による死亡者数は、昭和36年の336人をピークとして長期的に減少傾向にあり、令和元年(平成31年)には24人と過去最少となったものの、その後急増して令和3年は平成24年以降最多となる49人となり、令和4年は減少して30人となりました。

死傷者数も同様に長期的には減少傾向にありますが、平成21年(6,215人)を底に増減を繰り返した後、平成30年以降増加傾向に転じ、令和4年は、5年連続増加となり昭和49年以降最多となる16,571人(新型コロナウイルス感染症のり患による8,779人を含む。新型コロナウイルス感染症のり患を含まない死傷者数は平成10年以降最多となる7,792人。)となりました。



(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死傷者数を除いた数)

(令和2年～4年は新型コロナウイルス感染症のり患による死傷者数を含む。)



(平成23年は東日本大震災を直接の原因とする死亡者数を除いた数)

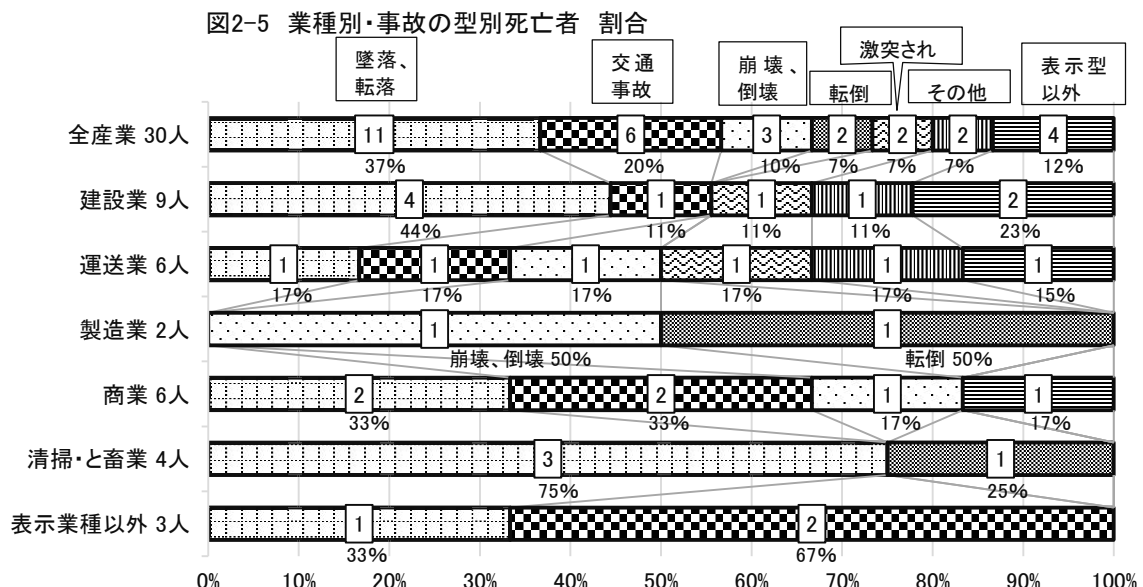
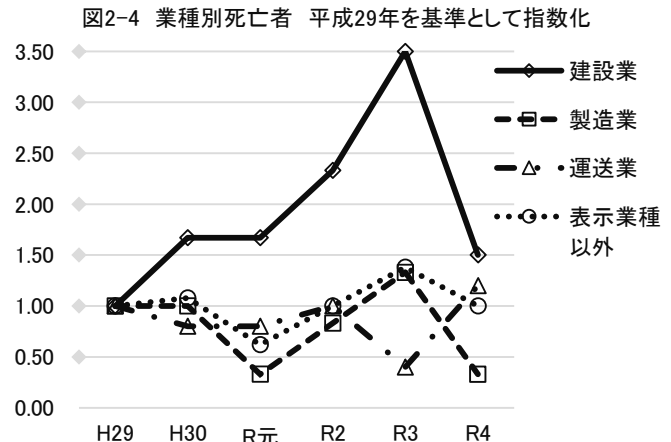
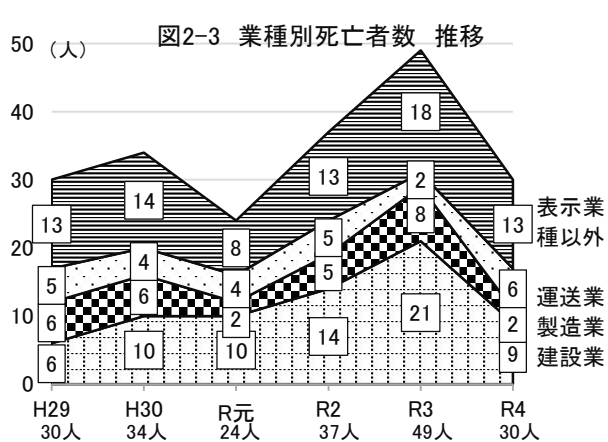
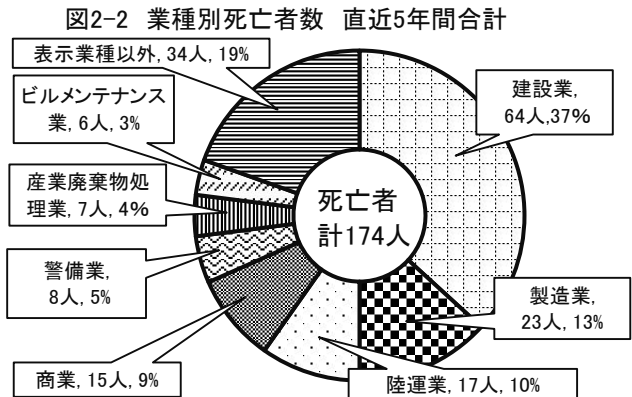
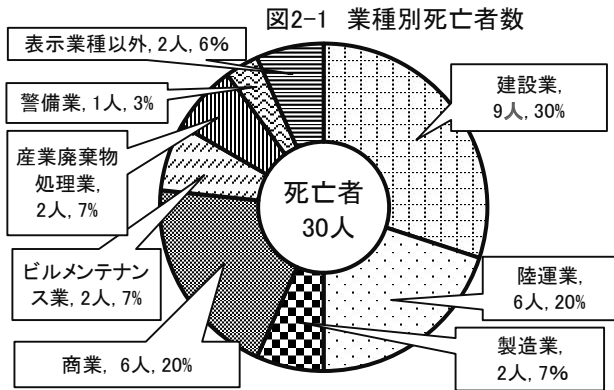
(令和2年～4年は新型コロナウイルス感染症のり患による死亡者数を含む。)

## 2 死亡災害発生状況

死亡者 30 人を業種別に見ると、人数の上位から建設業 9 人、陸運業・商業各 6 人、製造業・ビルメンテナンス業・産業廃棄物処理業各 2 人、社会福祉施設・警備業・その他の事業各 1 人の順となりました。直近 5 年間の推移では、建設業・製造業は最少となりましたが、運送業は最多となりました。(図 2-1～図 2-4)

事故の型別に見ると、人数の上位から「墜落、転落」11 人、「交通事故」6 人、「崩壊、倒壊」3 人、「転倒」・「激突され」・「その他(コロナ含む)」各 2 人、「飛来、落下」・「はさまれ、巻き込まれ」・「切れ、こすれ」・「高温・低温の物との接触(熱中症)」各 1 人の順となりました。(図 2-5)

コロナの死亡者数は前年の 6 人(製造業・社会福祉施設各 2 人、陸運業・警備業各 1 人)から 1 人(建設業)に減少しました。

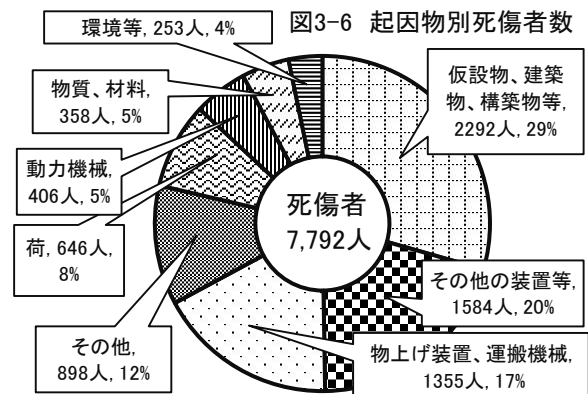
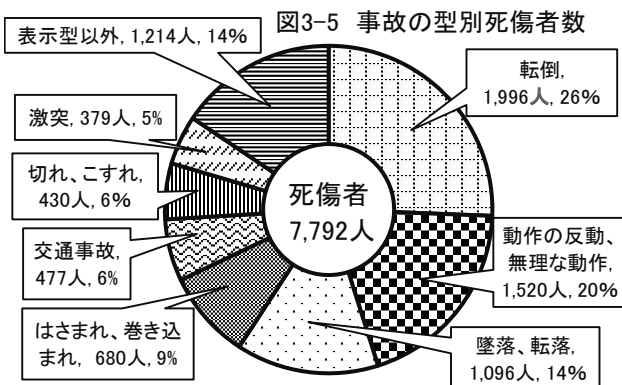
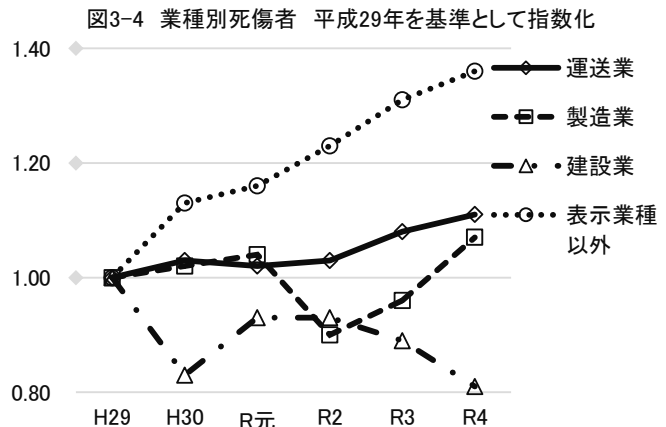
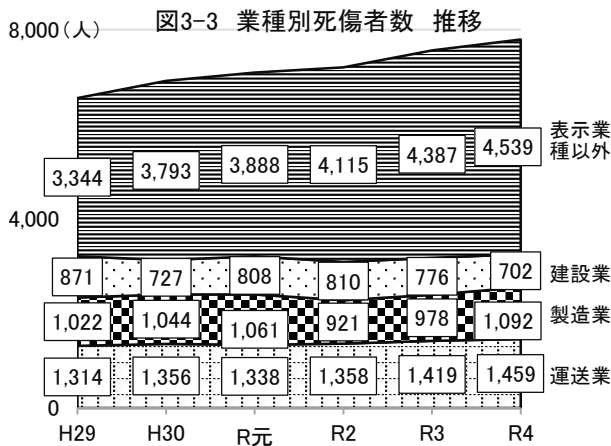
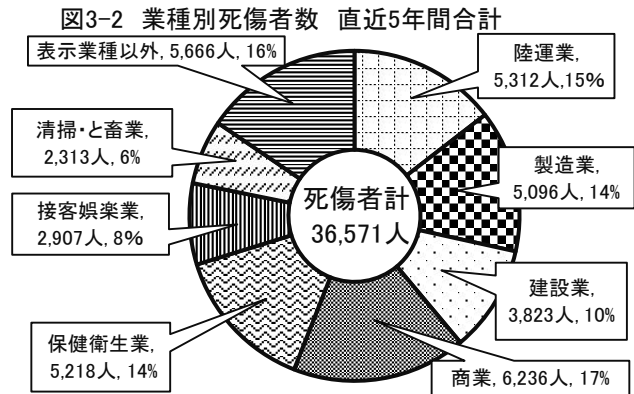
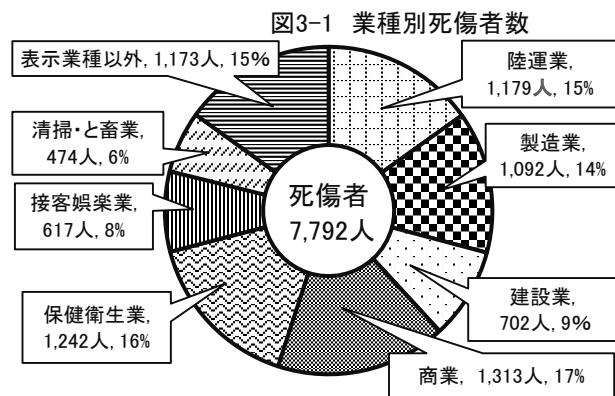


### 3 死傷災害（コロナ除外）発生状況（全産業）

死傷者 7,792 人を業種別に見ると、人数の上位から商業、保健衛生業、陸運業、製造業、建設業、接客娯楽業、清掃・と畜業の順となりました。直近 5 年間の推移で見ると、建設業は最少となりましたが、運送業・製造業・その他の業種（主に第三次産業）は最多となりました。（図 3-1～図 3-4）

事故の型別に見ると、人数の上位 10 位まで「転倒」、「動作の反動、無理な動作」、「墜落、転落」、「はさまれ、巻き込まれ」、「交通事故」、「切れ・こすれ」、「激突」、「飛来、落下」、「激突され」、「高温・低温の物との接触」の順となりました。（図 3-5）

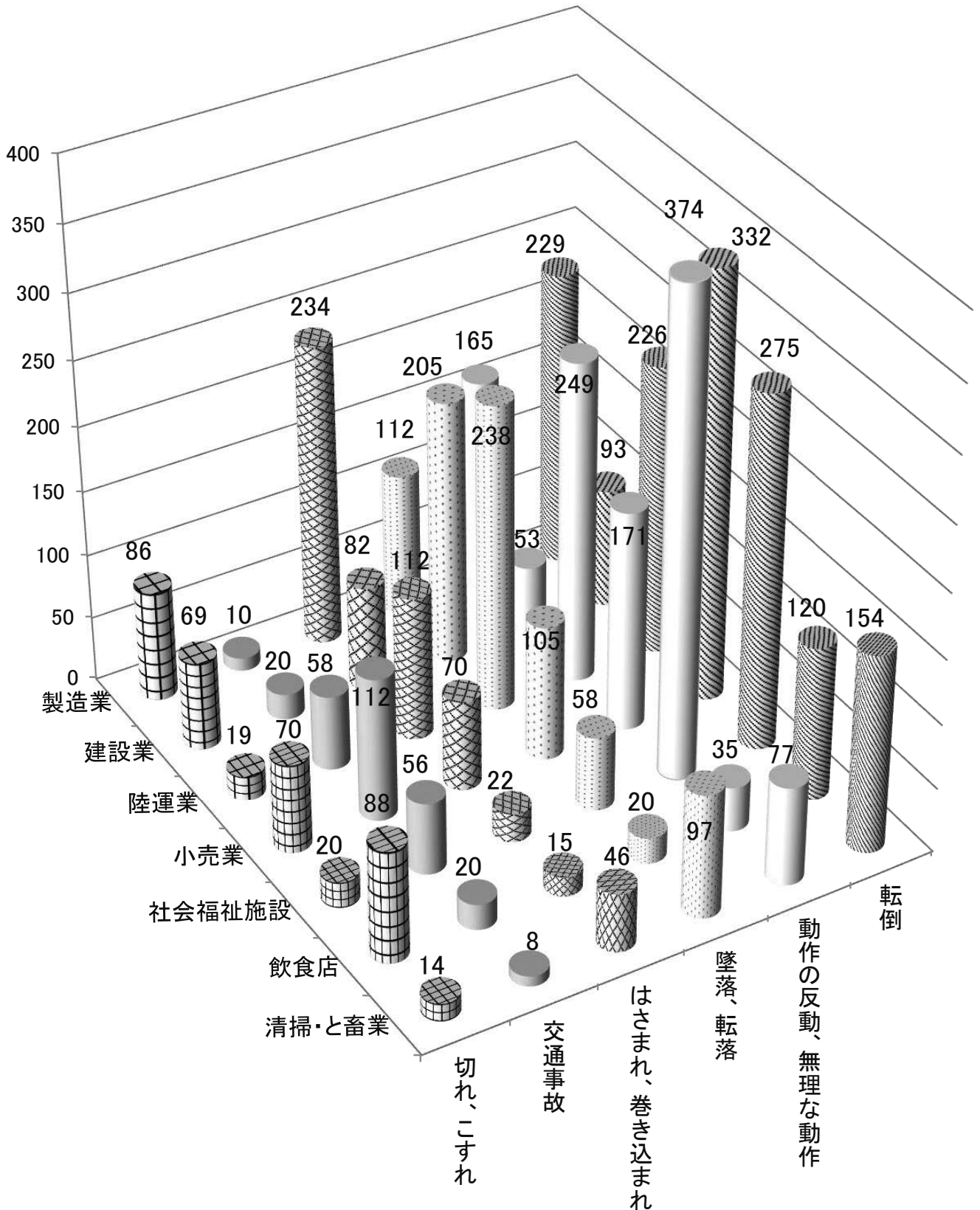
起因物別に見ると、「仮設物、建築物、構築物等」（「転倒」・「墜落、転落」・「激突」の起因 1 位）、「その他の（物上げ装置、運搬機械以外の）装置等」（「切れ、こすれ」・「飛来、落下」・「激突され（「物上げ装置、運搬機械」と同数）」・「高温・低温の物との接触」の起因 1 位）、「転倒」・「墜落、転落」・「激突」の起因 2 位）、「物上げ装置、運搬機械」（「はさまれ、巻き込まれ」・「交通事故」「激突され（「その他の装置等」と同数）」の起因 1 位）、「その他」（「動作の反動、無理な動作」の起因 1 位）、「荷」（「動作の反動、無理な動作」の起因 2 位）、「動力機械」（「はさまれ、巻き込まれ」・「切れ、こすれ」の起因 2 位）、「物質、材料」（「飛来、落下」の起因 2 位）、「環境等」（「高温・低温の物との接触」の起因 2 位）の順となりました。（図 3-6）



#### 4 重点業種等における事故の型別死傷災害(コロナ除外)発生状況

第13次労働災害防止推進計画重点業種及び清掃・と畜業について、主な事故の型別(全産業1位「転倒」から6位「切れ、こすれ」まで)に分類

図4 重点業種等における主な事故の型別死傷者数(円柱グラフ)





## 5 業種別 事故の型・起因物別 死傷災害（コロナ除外）発生状況

第13次労働災害防止推進計画の各重点業種及び災害多発傾向にある業種における事故の型別及び起因物別の死傷者数は、次のとおりです。(図5-1～図5-28)

図5-1 製造業 事故の型別死傷者数

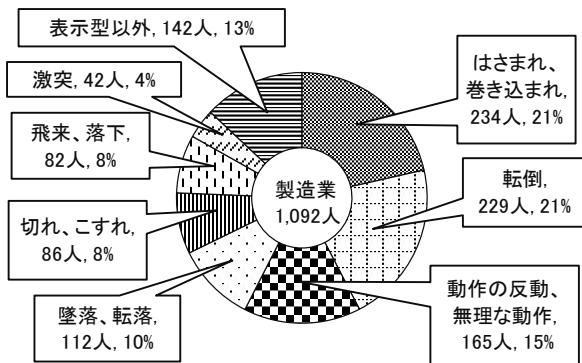


図5-2 製造業 起因物別死傷者数

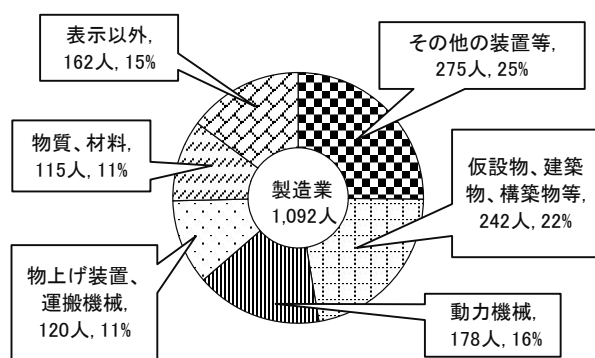


図5-3 建設業 事故の型別死傷者数

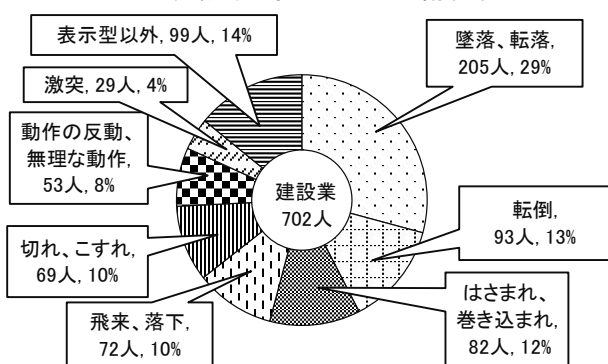


図5-4 建設業 起因物別死傷者数

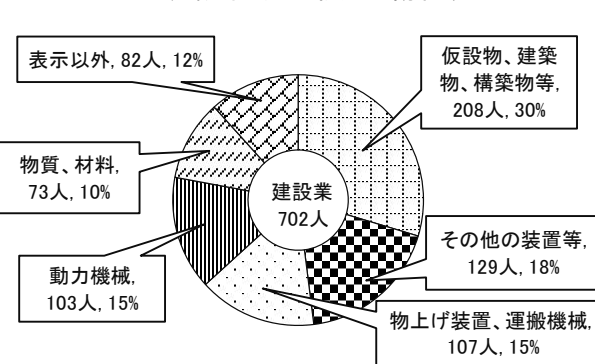


図5-5 陸運業 事故の型別死傷者数

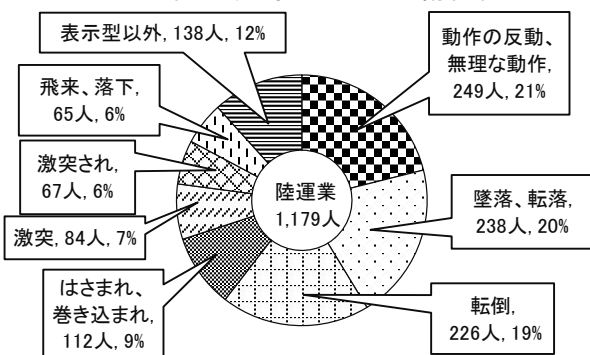


図5-6 陸運業 起因物別死傷者数

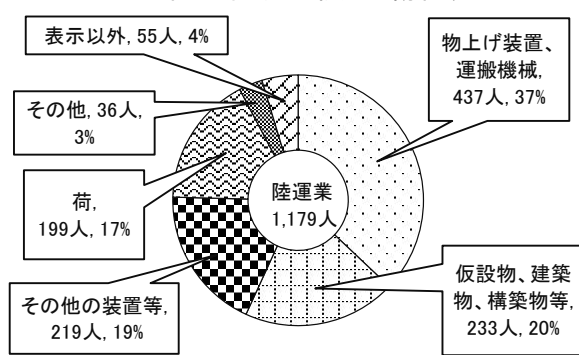


図5-7 小売業 事故の型別死傷者数

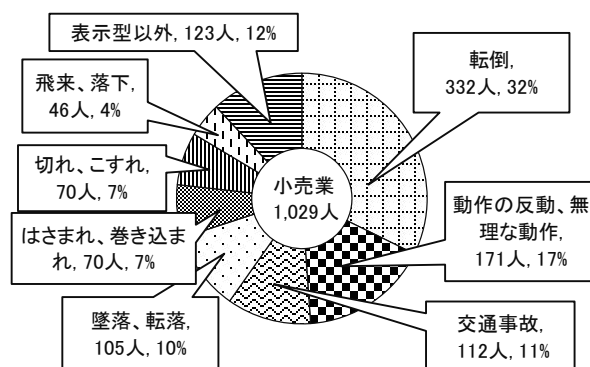


図5-8 小売業 起因物別死傷者数

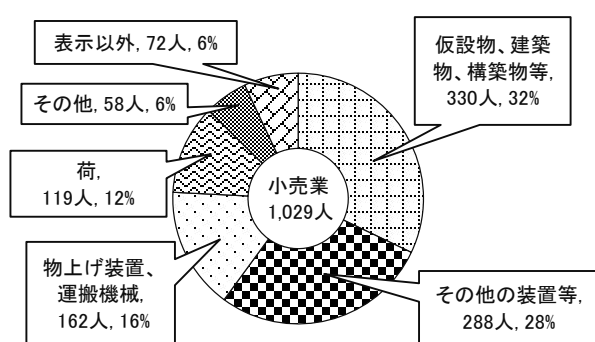


図5-9 社会福祉施設 事故の型別死傷者数

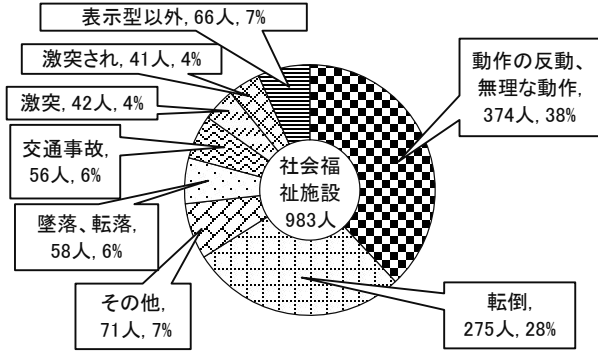


図5-10 社会福祉施設 起因物別死傷者数

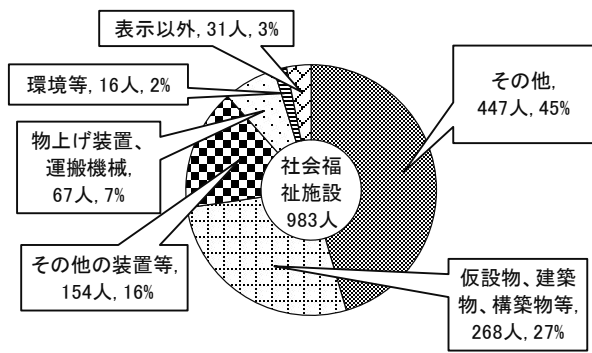


図5-11 飲食店 事故の型別死傷者数

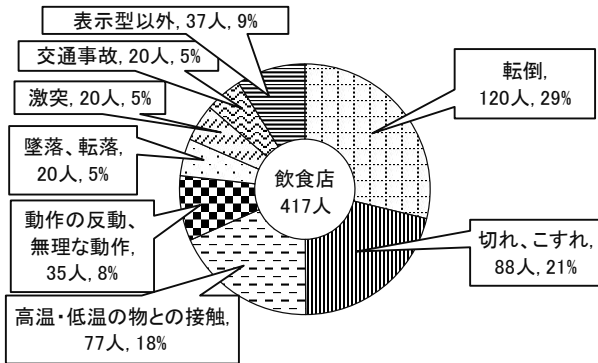


図5-12 飲食店 起因物別死傷者数

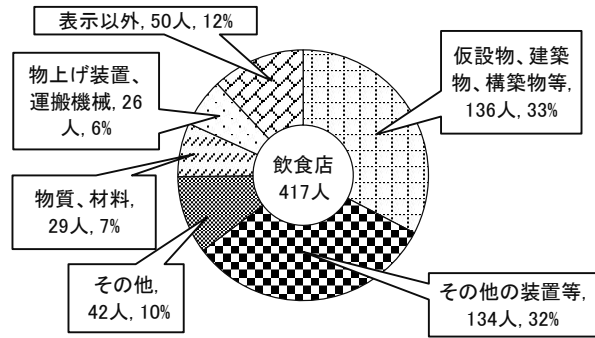


図5-13 食料品製造業 事故の型別死傷者数

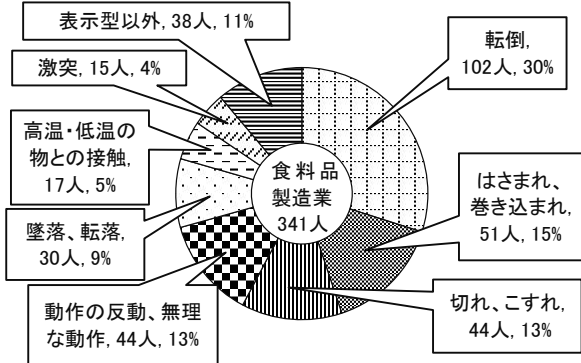


図5-14 食料品製造業 起因物別死傷者数

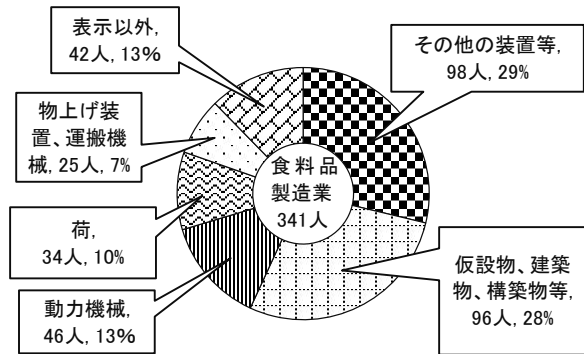


図5-15 ハイヤー・タクシー業 事故の型別死傷者数

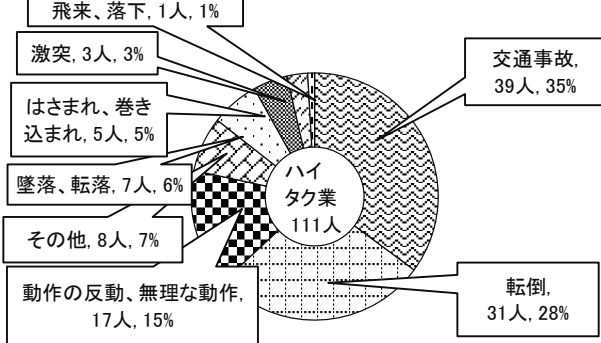


図5-16 ハイヤー・タクシー業 起因物別死傷者数

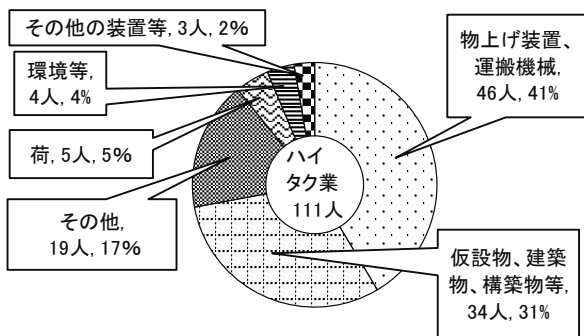


図5-17 道路貨物運送業 事故の型別死傷者数

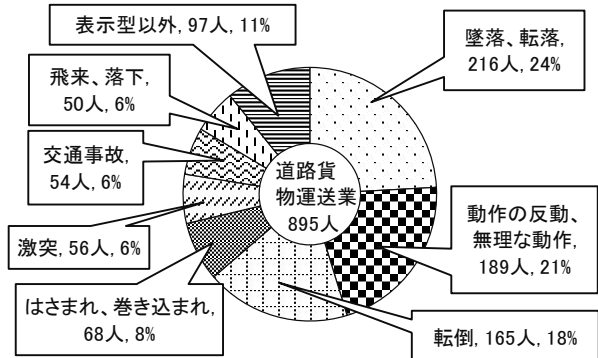


図5-18 道路貨物運送業 起因物別死傷者数

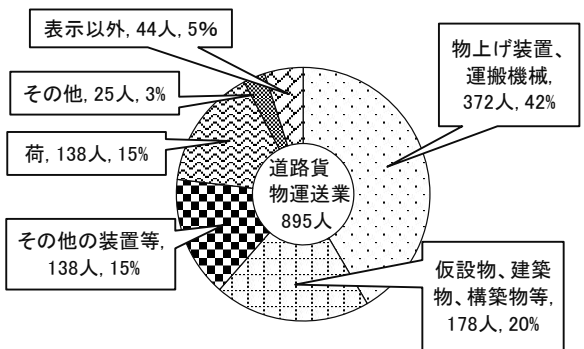


図5-19 陸上貨物取扱業 事故の型別死傷者数

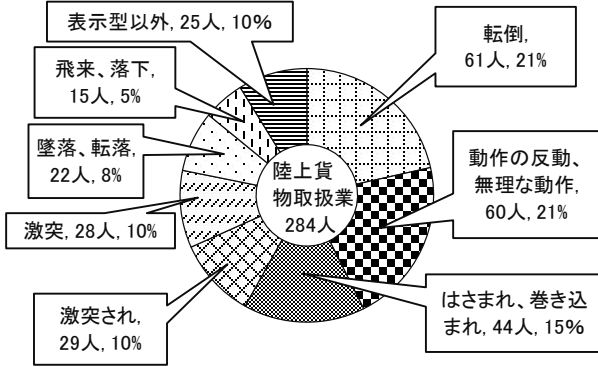


図5-20 陸上貨物取扱業 起因物別死傷者数

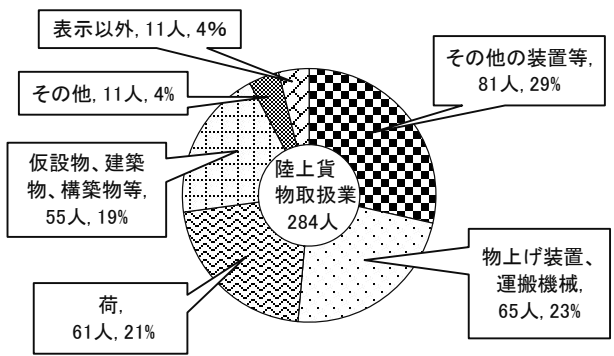


図5-21 医療保健業 事故の型別死傷者数

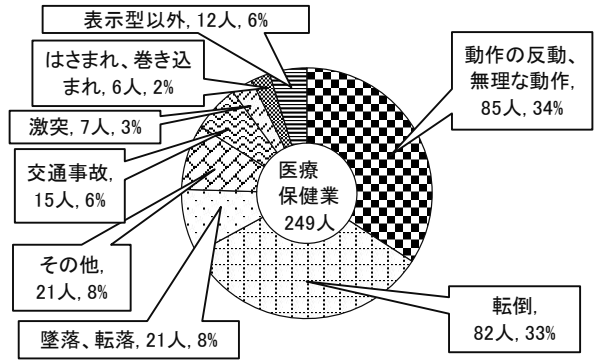


図5-22 医療保健業 起因物別死傷者数

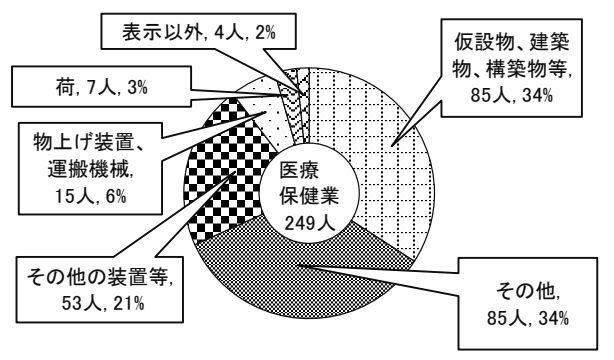


図5-23 ビルメンテナンス業 事故の型別死傷者数

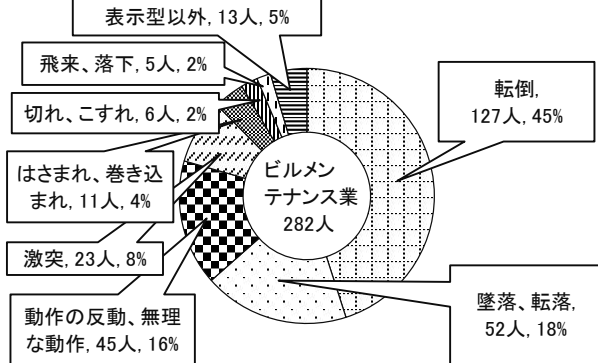


図5-24 ビルメンテナンス業 起因物別死傷者数

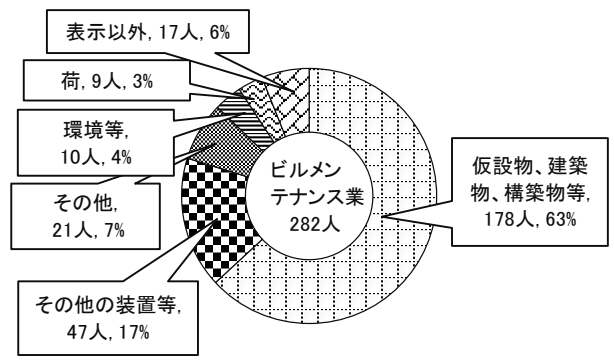


図5-25 産業廃棄物処理業 事故の型別死傷者数

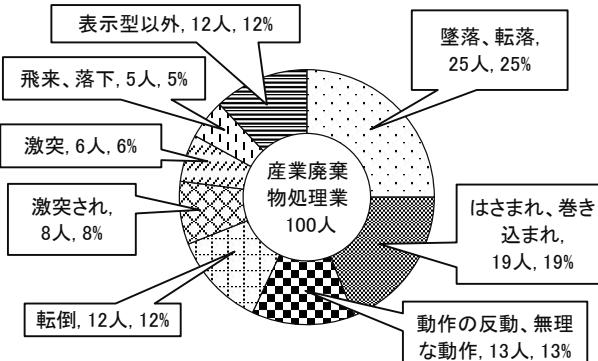


図5-26 産業廃棄物処理業 起因物別死傷者数

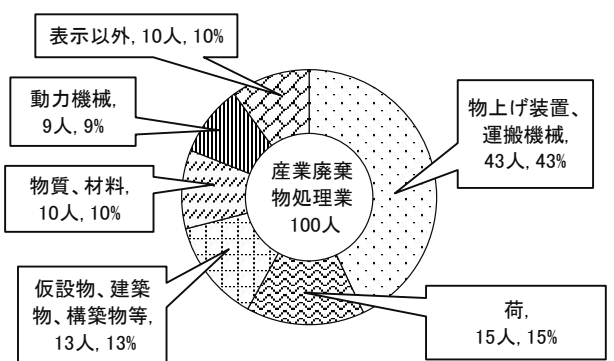


図5-27 警備業 事故の型別死傷者数

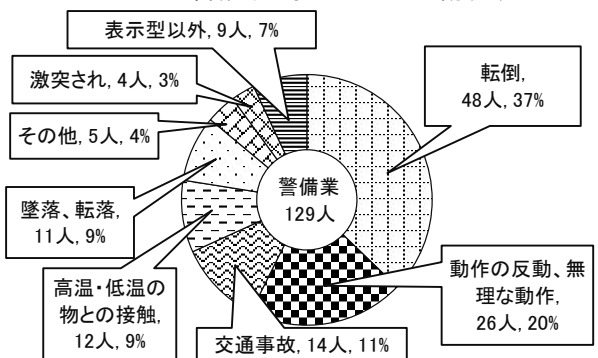
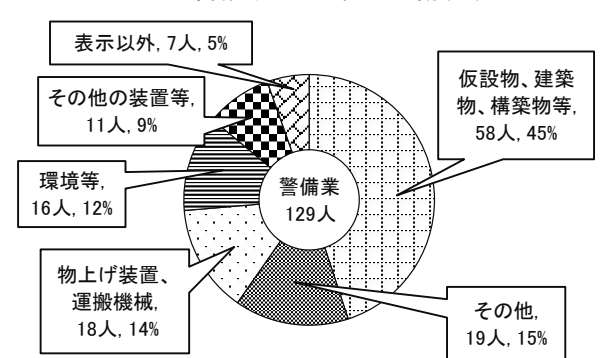


図5-28 警備業 起因物別死傷者数



## 6 年齢階層別災害発生状況

死亡者 30 人を年齢階層別に見ると、50 歳以上（「50～59 歳」＋「60 歳以上」）が 18 人（うち 70～79 歳 7 人、80 歳以上 1 人）で全体の 60% を占めました。直近 5 年間の推移では、50 歳以上が 4 年連続 60% 以上、60 歳以上が 3 年連続 40% 以上となりました。直近 5 年間の死亡者合計 174 人の中では、50 歳以上が 116 人で 67%、60 歳以上が 74 人で 43% を占めました。（図 6-1、図 6-2）

図6-1 年齢階層別死亡者数

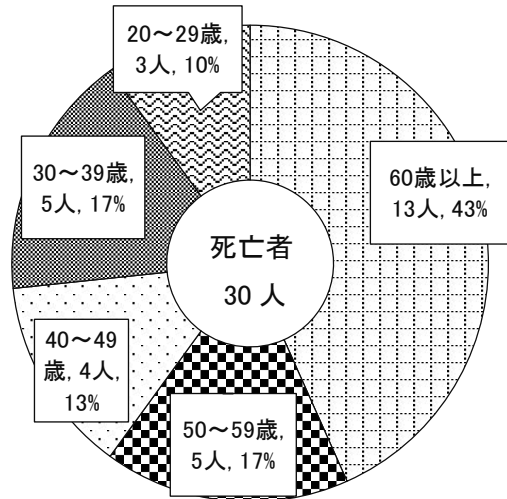
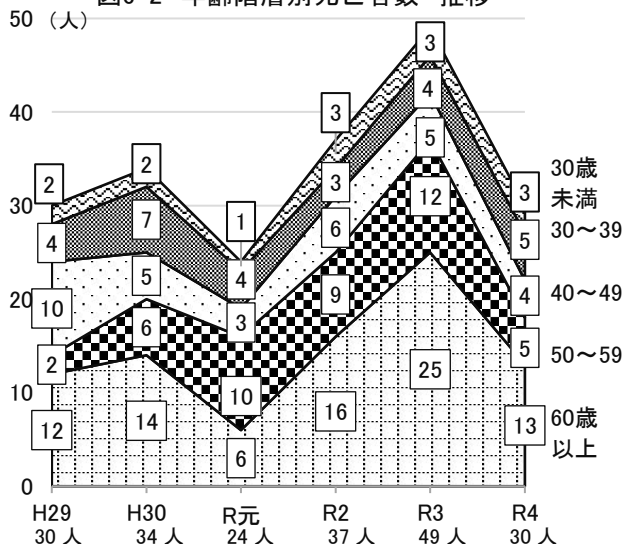


図6-2 年齢階層別死亡者数 推移



死傷者 7,792 人を年齢階層別に見ると、50 歳以上（「50～59 歳」＋「60 歳以上」）が全体の 54%、60 歳以上が 26% を占め、両階層の人数・率とも過去最大となりました。直近 5 年間の推移では、50 歳以上が 4 年連続 50% 以上となりました。（図 6-1、図 6-2）

50 歳以上が占める割合が高い業種は、ビルメンテナンス業 85%、ハイヤー・タクシー業 85%、警備業 68%、社会福祉施設 64% 等であり、特にビルメンテナンス業は 60 歳以上が 62% に達しました。全産業の 60 歳以上における事故の型では「転倒」が最も多く 42% を占め、全年齢階層 26% より著しく高い比率となっています。（図 6-3～図 6-7）

図6-3 年齢階層別死傷者数

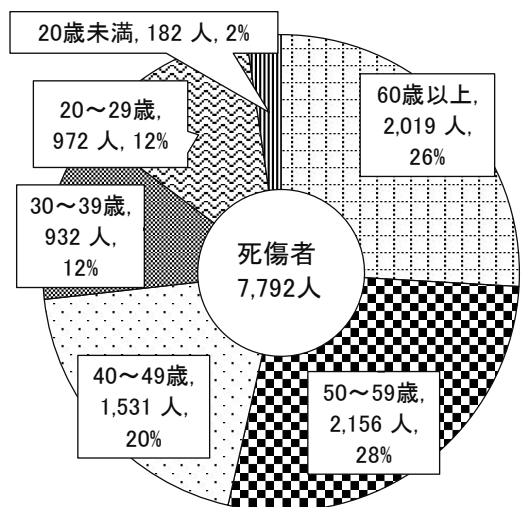


図6-4 年齢階層別死傷者数 推移

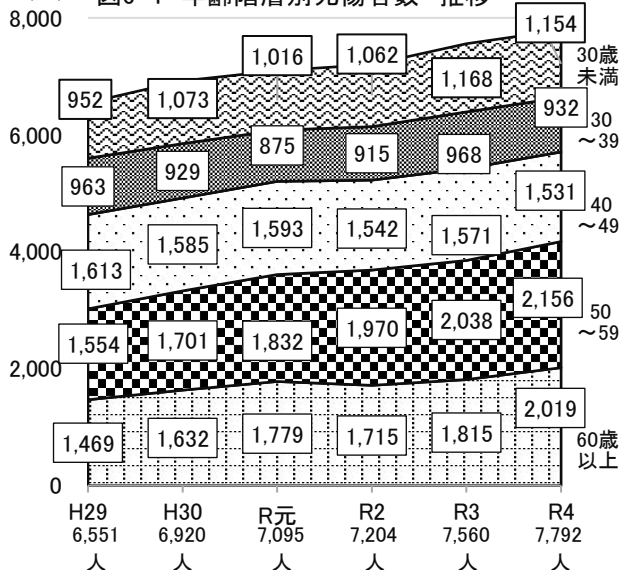




図6-5 業種別 50歳以上の死傷者の割合

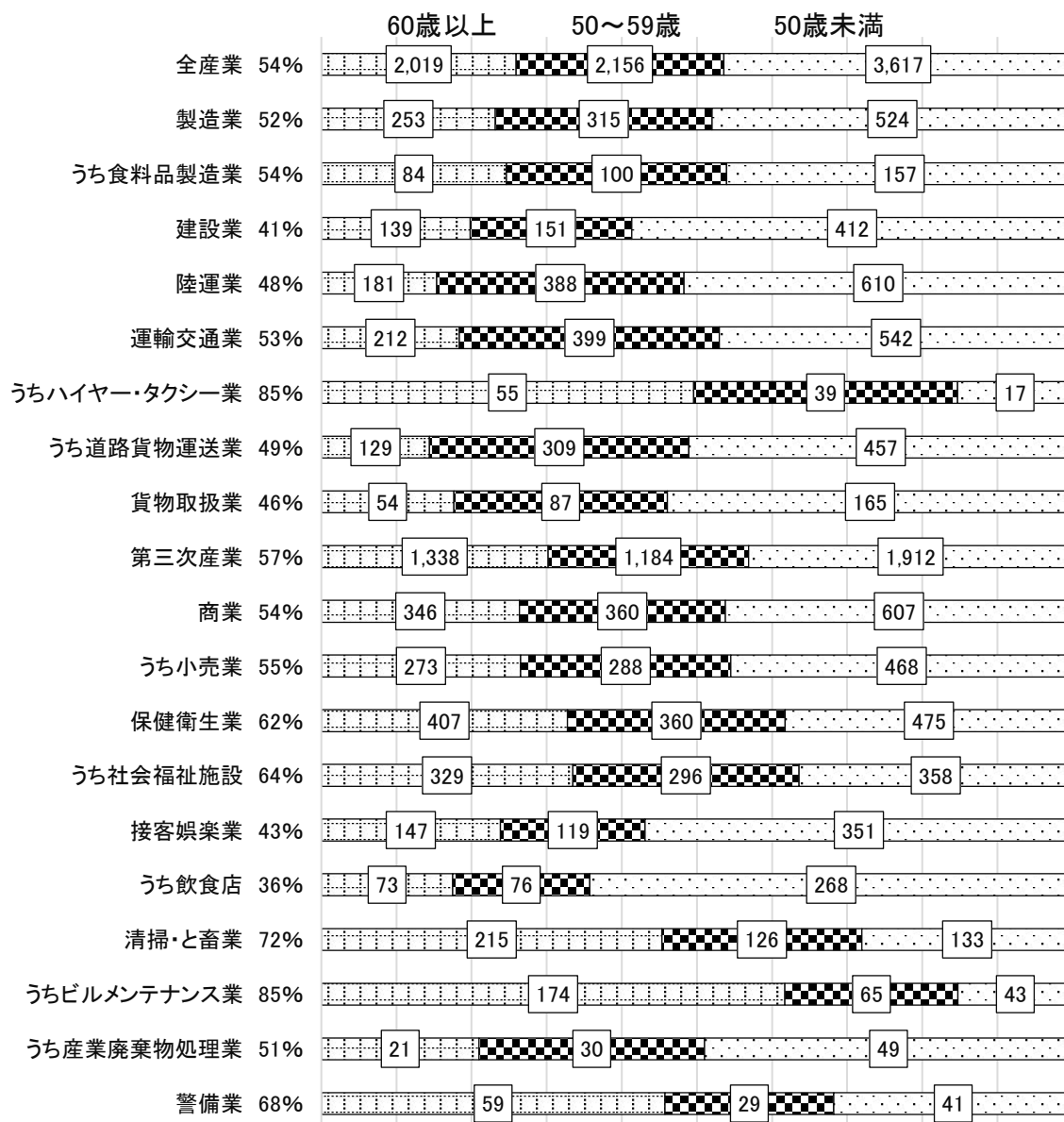


図6-6 事故の型別 60歳以上の死傷者数

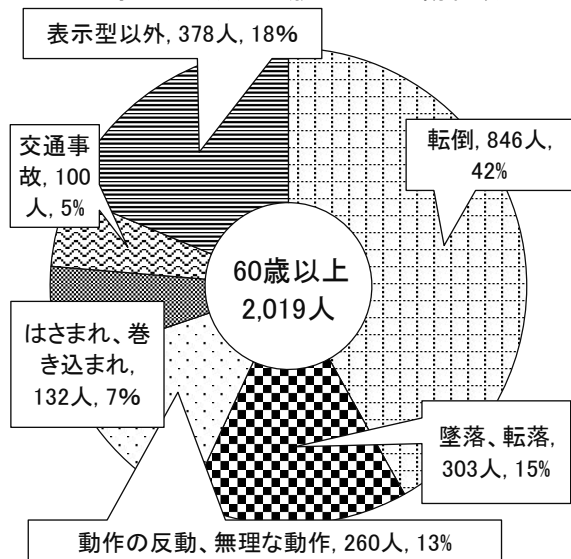
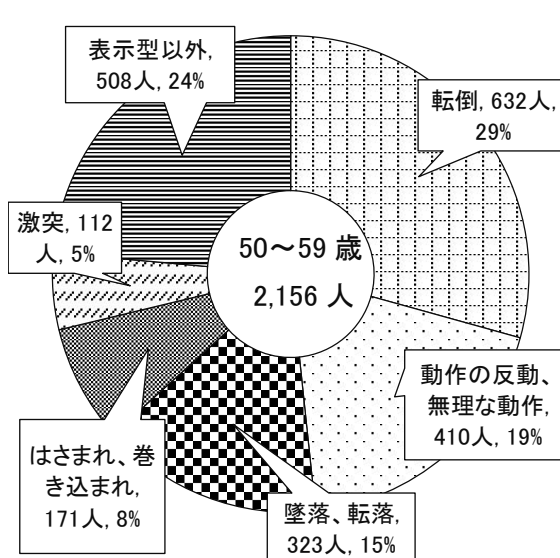


図6-7 事故の型別 50~59歳の死傷者数



## 7 経験年数別死傷災害（コロナ除外）発生状況

経験年数が1年未満の死傷者数の割合は全産業で21%を占めています。業種別では倉庫業57%、陸上貨物取扱業34%の割合が高くなっています。（図7）

図7 業種別 経験年数1年未満の死傷者の割合



## 8 交通労働災害による死亡災害発生状況

交通労働災害による死亡者は6人で、死亡者全体の20%を占めました。

直近5年間の交通労働災害による死亡者数を主要業種別に見ると、建設業と商業が各8人と最も多く、次が運送業5人となっています。（図8-1、図8-2）

図8-1 交通労働災害による死亡者数 推移

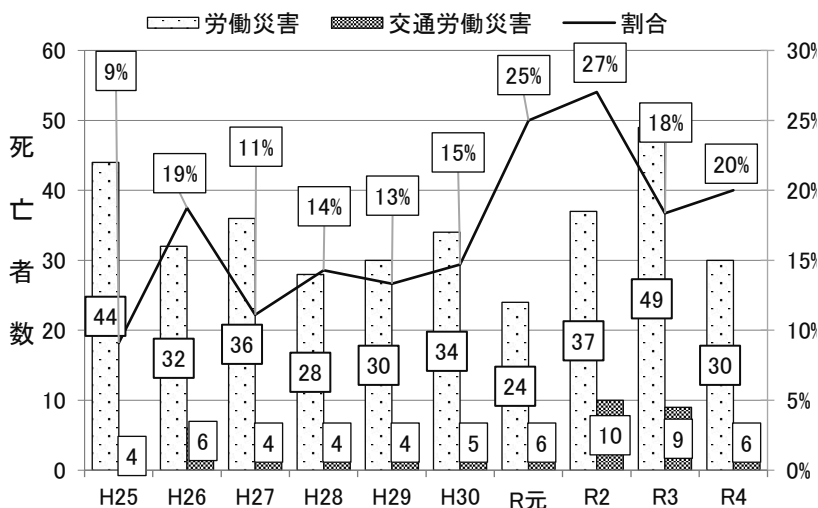
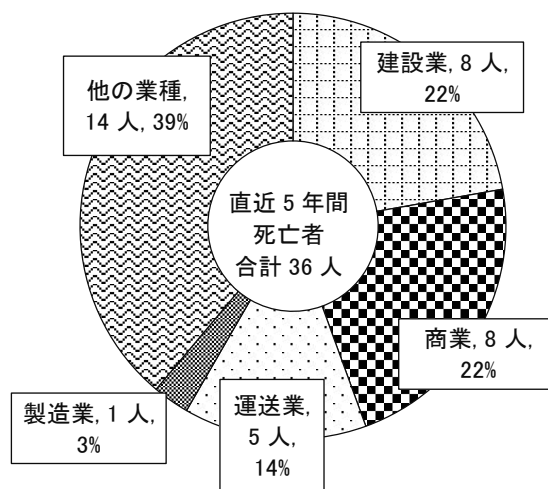


図8-2 交通労働災害 業種別死亡者数



## 9 業務上疾病発生状況

令和4年の休業4日以上業務上疾病人数は、新型コロナウイルス感染症のり患によって9,507人と大幅に増加しました。業務上疾病の内訳は、新型コロナウイルス感染症のり患8,779人を除くと、負傷に起因する疾病が595人と最も多く、570件の災害性腰痛を含んでいます。(図9-1-9-3、表9-1)

業務上疾病による死亡者数は3人で、熱中症、コロナウイルス感染症のり患、脳・心臓疾患によるものでした。平成27年～令和4年の8年間では、業務上疾病による死亡者数35人のうち、脳・心臓疾患が16人で最も多く、次に熱中症の7人となっています。(図9-2-9-4)

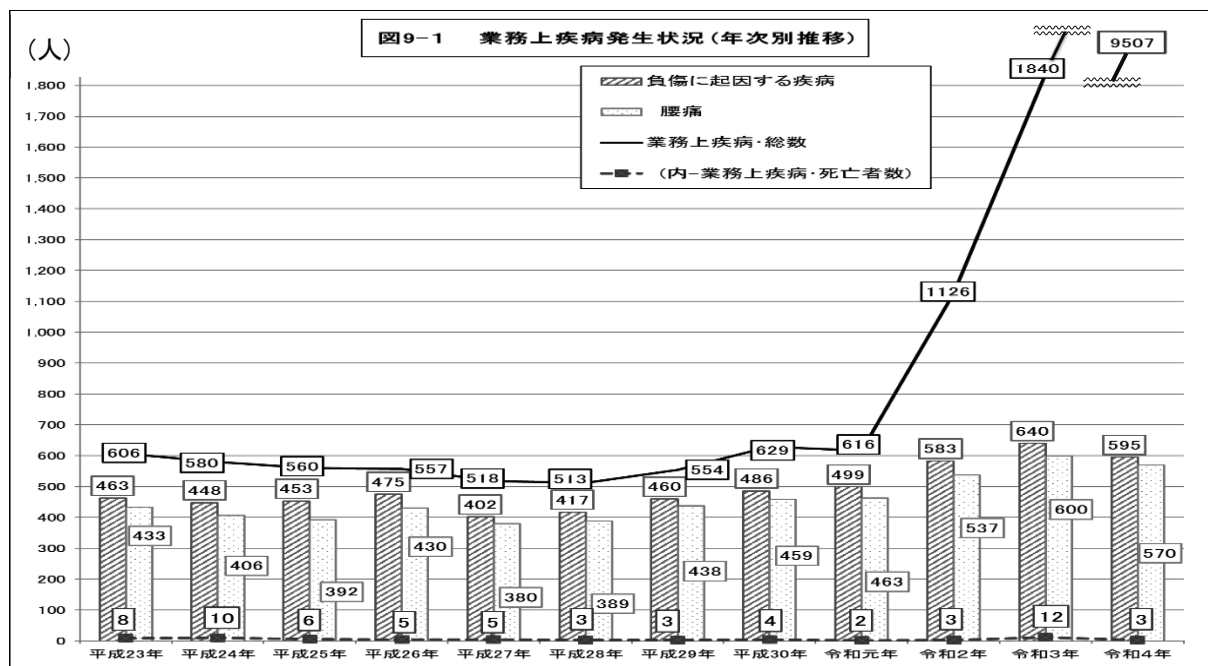
表9-1 業務上疾病発生状況 (平成26年～)

疾病分類	年次	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
負傷に起因する疾病 総数		475	402	417	460	486	499	583	640	595
[うち災害性腰痛]		429	379	384	434	450	462	536	600	570
[うち死亡者数]		0	0	0	0	0	0	1	0	0
物理的因子	有害光線による疾病		2		1					
	電離放射線による疾病									
	異常気圧下における疾病						1	1		
	異常温度条件による疾病	(1) 25	32	26	34	(4) 78	(1) 54	(1) 57	24	(1) 57
	騒音による耳の疾病			1			2	1		
	上記以外の原因による疾病		1	1	1	1	1		1	
作業態様	重激業務による運動器疾患と内臓脱	2	1	4	5	3	1			1
	負傷によらない業務上の腰痛	1	1	5	4	9	1	1		
	振動障害									
	手指前腕の障害及び頸肩腕症候群	9	13	19	12	19	25	19	12	10
上記以外の原因による疾病	2	2	2	1	7	5	2	6	4	
物化学等	酸素欠乏症		(1) 1	1					(1)	
	化学物質による疾病(がんを除く)	(2) 5	17	8	6	5	9	16	14	20
じん肺症及びじん肺合併症	12	6	7	8	3	2	1	3	2	
病原体による疾病	9	27	10	8	10	8	438	(6) 1125	(1) 8792	
がん原生物質等による疾病										
過重な業務による脳血管疾患・心臓疾患等	(1) 3	(4) 4	(3) 5	(3) 5	4	(1) 2	(1) 2	(3) 4	(1) 4	
強い心理的負担を伴う業務による精神障害	(1) 1	4	4	4	1	2	5	(2) 3	4	
その他の業務に起因することの明らかな疾病	19	5	2	5	3	4		8	8	
合計		(5) 557	(5) 518	(3) 513	(3) 554	(4) 629	(2) 616	(3) 1,126	(12) 1840	(3) 9507

注1 労働者死傷病報告により休業4日以上業務上疾病災害の数を集計、( )内は死亡数であり内数であるが、令和3年酸素欠乏症1人、強い心理的負担を伴う業務による精神障害は1人は外数である。

注2 じん肺症及びじん肺合併症については、当該年中に療養が必要と決定された人数である。

注3 コロナウイルス感染症のり患者数は、令和2年413件、令和3年(6)1,108件、令和4年(1)8,779件となっており、病原体による疾病の内数である。



(図・表の統計数値一いづれも、(じん肺症及びじん肺合併症を除き) 神奈川労働局労働者死傷病報告から)

図9-2 業務上疾病による死亡災害（平成27年～令和4年）[計 35人]

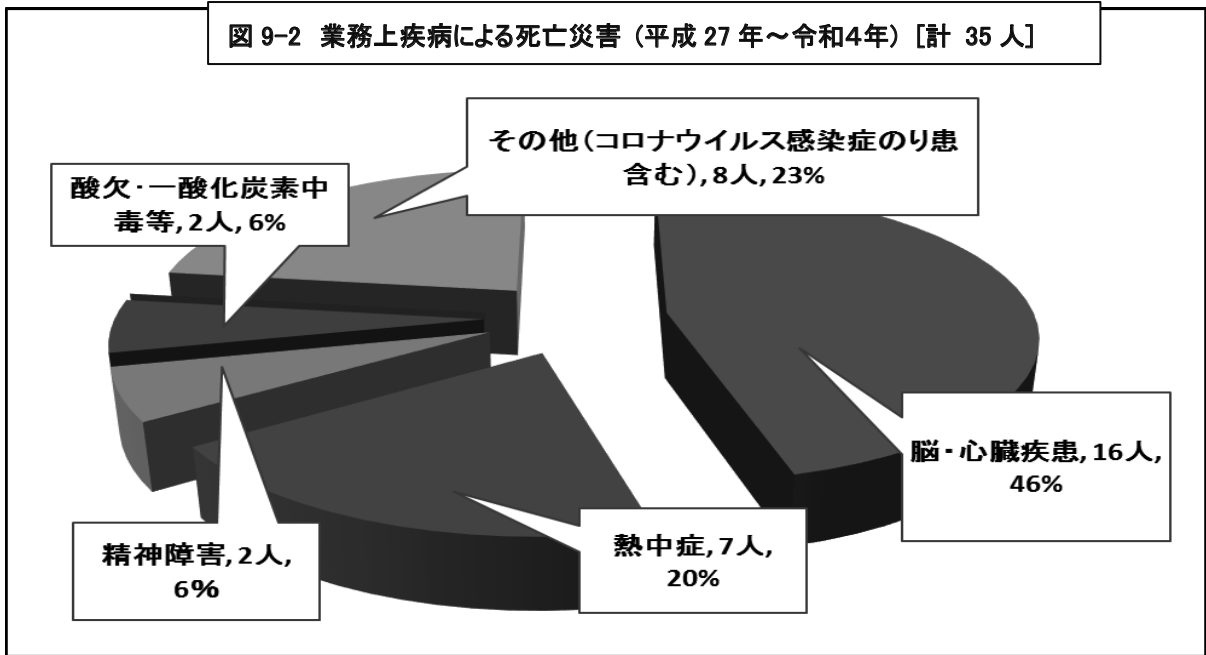


図9-3 腰痛災害発生状況(令和4年)

(災害性腰痛+負傷によらない腰痛)

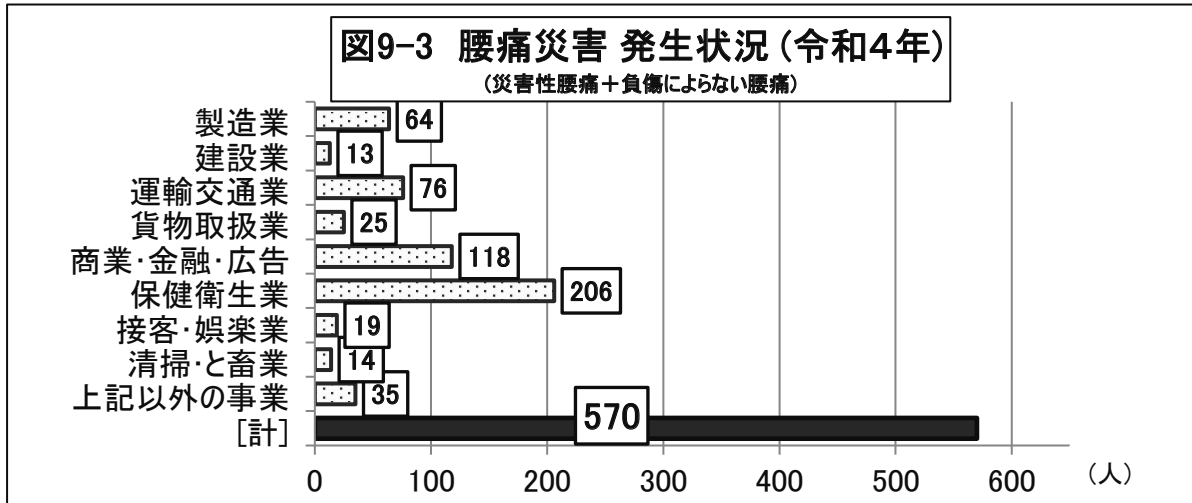
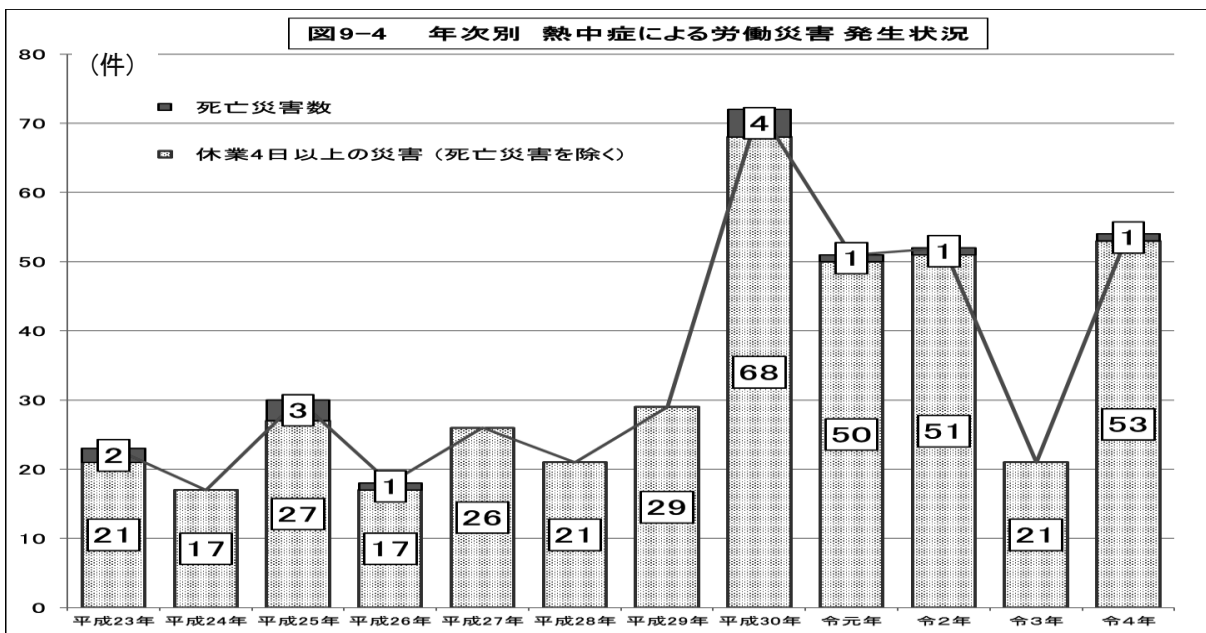


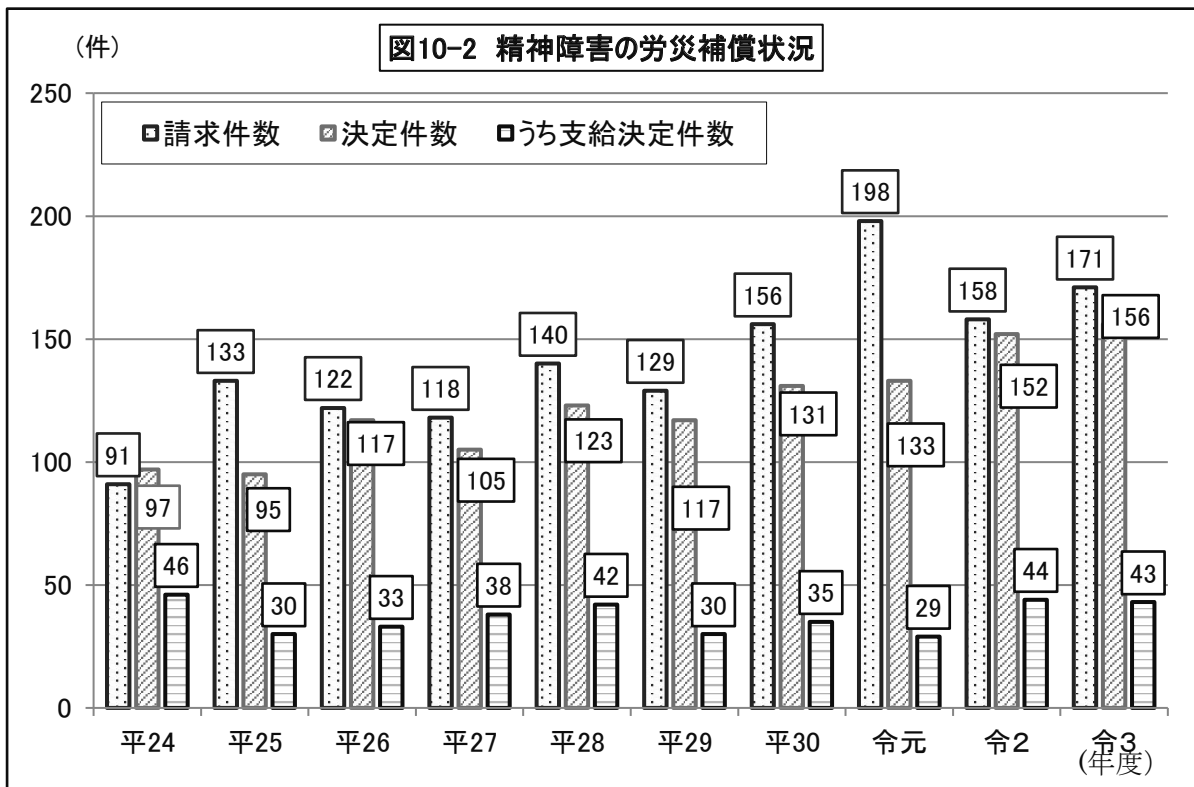
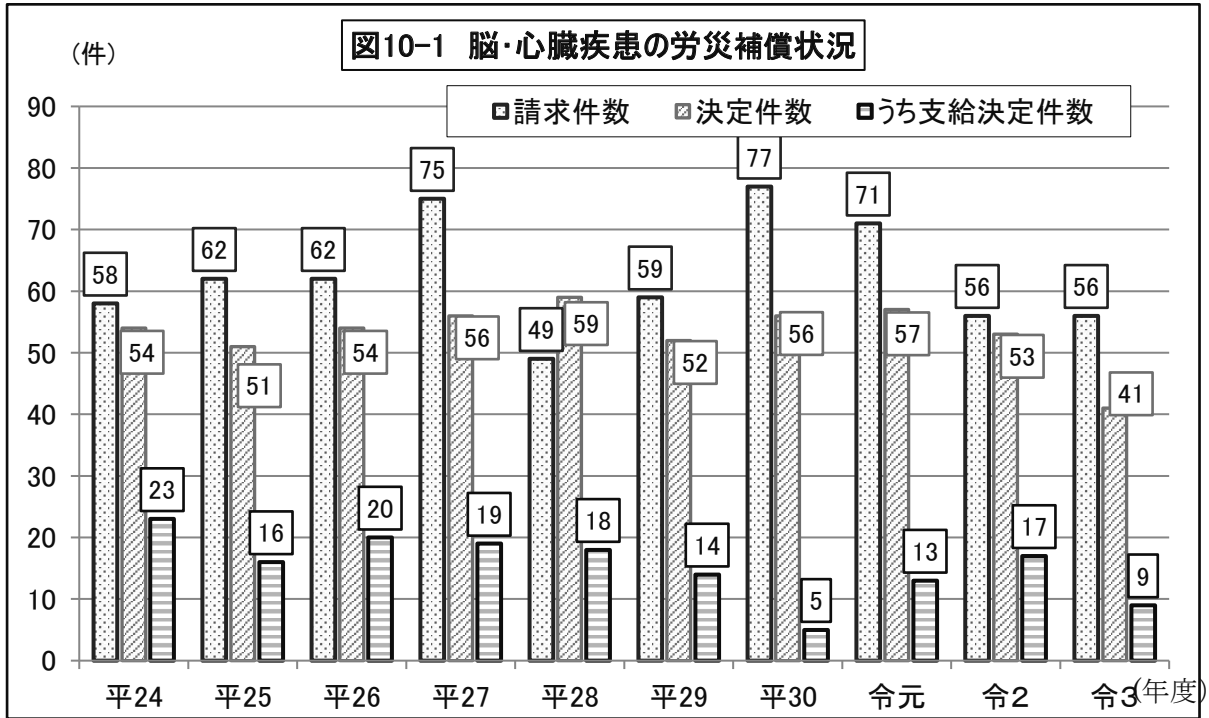
図9-4 年次別 熱中症による労働災害発生状況



( 図・表の統計数値-いずれも神奈川労働局 労働者死傷病報告から )

## 10 労災保険給付等状況(脳・心臓疾患及び精神障害)

令和3年度の労災保険給付における脳・心臓疾患の請求件数は56件(前年同数)、業務上としての労災支給決定件数は9件(前年度比△8件)、精神障害等の請求件数は171件(前年度比+13件)、業務上支給決定件数は43件(前年度比△1件)でした。(図10-1・10-2)



(神奈川県労働局 労災補償課調べ)



# 11 健康診断結果

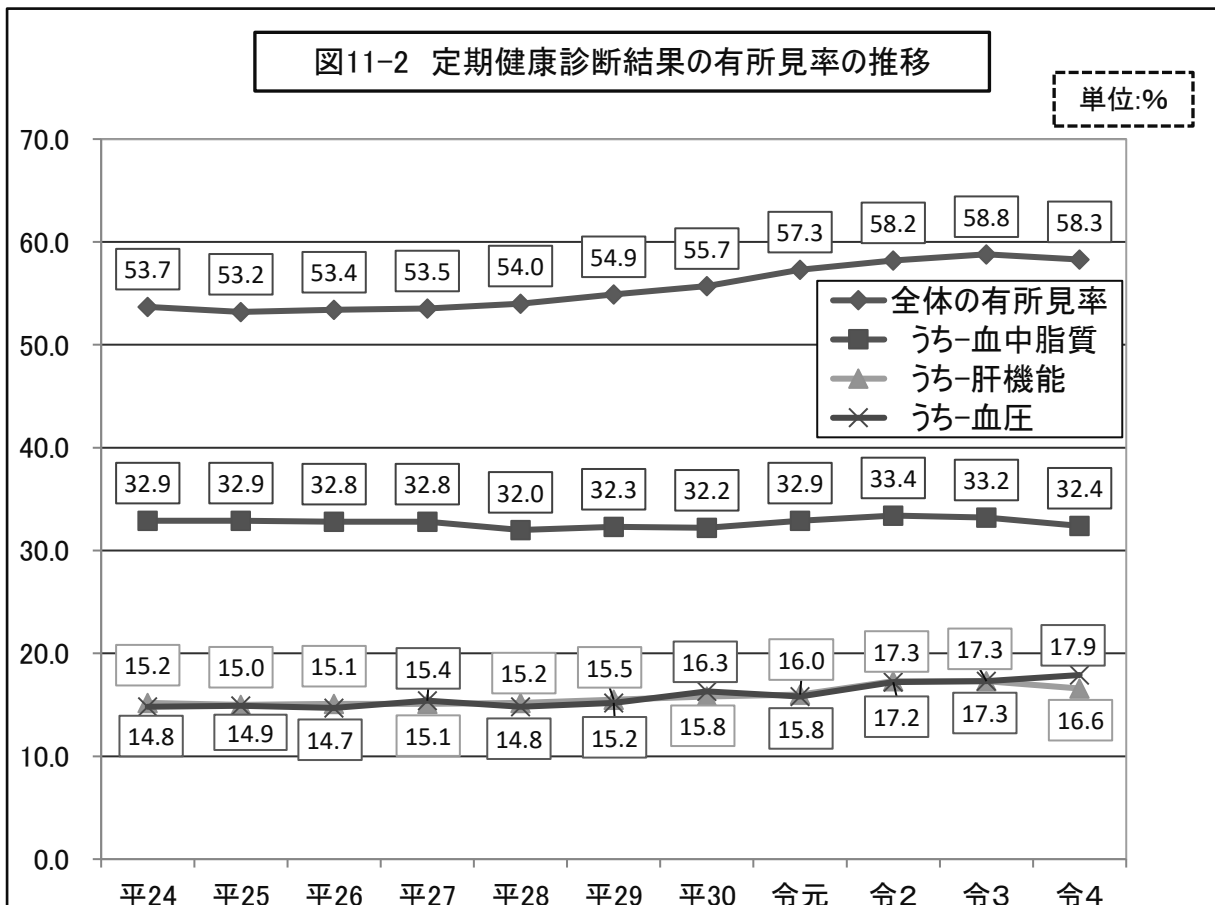
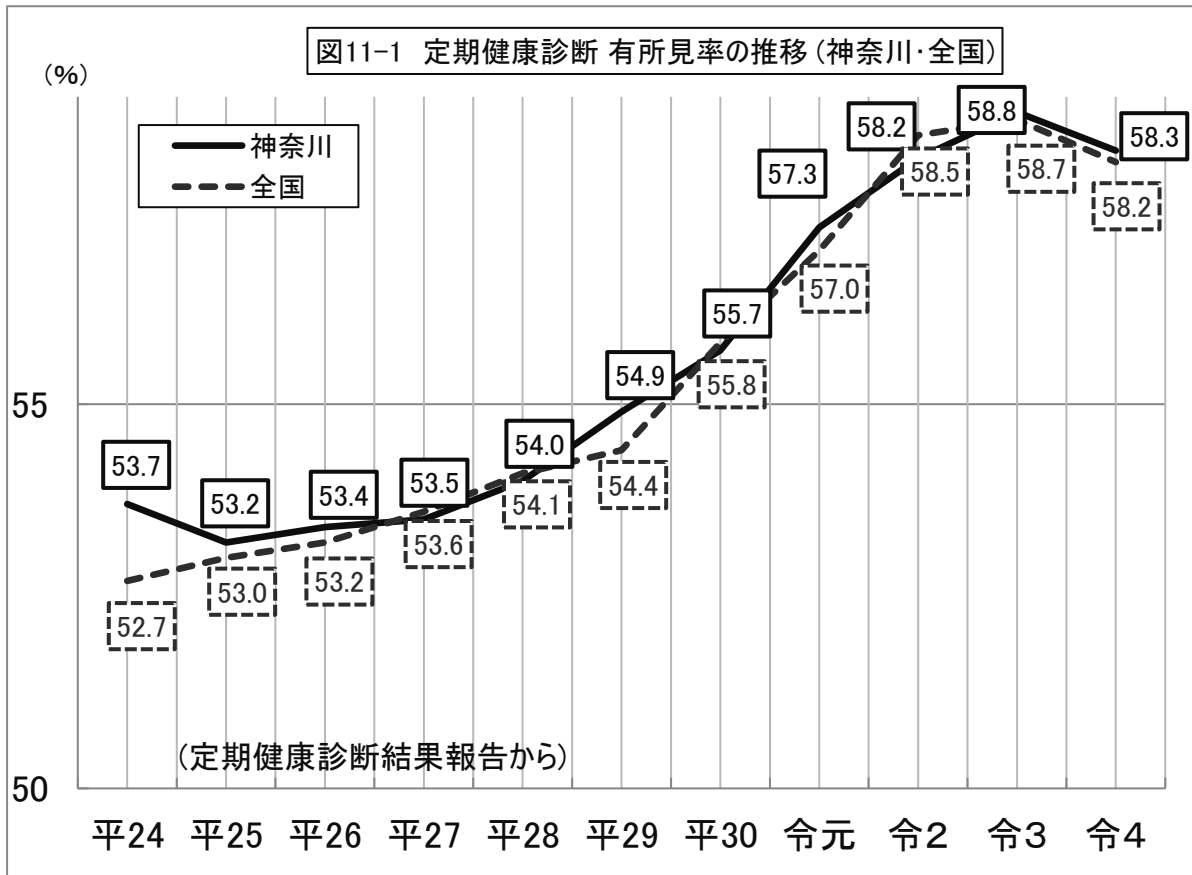
## (1) 定期健康診断の実施状況

令和4年の定期健康診断の結果、何らかの所見のあった者の割合(有所見率)は58.3%で、令和3年から0.5ポイント減少しました。(表11-1、図11-1・11-2)

特殊健康診断では、有機溶剤の有所見率が前年を上回りましたが、電離放射線、特定化学物質、鉛業務の有所見率は前年を下回りました。(表11-2、図11-3)

(統計数値は全て、神奈川労働局 定期健康診断結果報告・特殊健康診断結果報告 から)

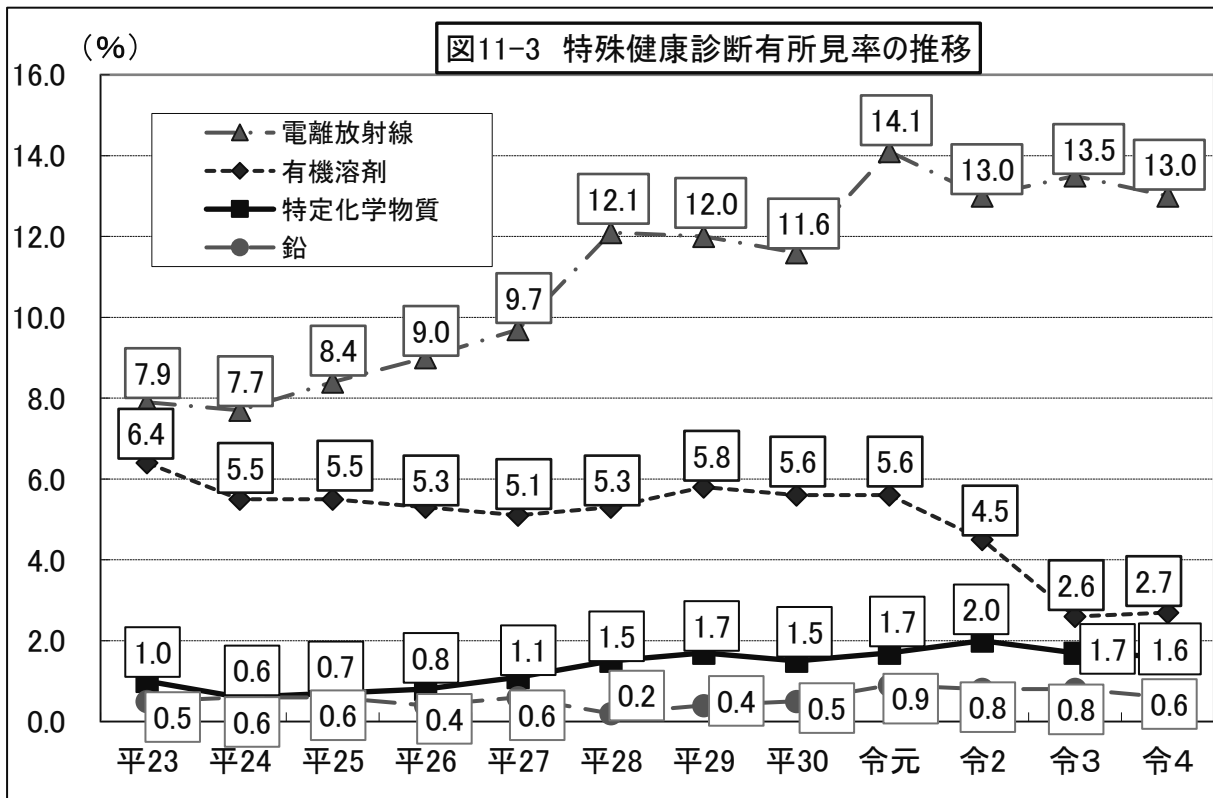
区分 業種	実施事業 受診者数	有所見者 数	有所見率 (%)	医師の 指示 人数	医師の 指示 率	聴力 1000Hz		聴力 4000Hz		聴力 その他	胸部X線		喀痰	血圧	貧血	肝機能		血糖	尿(糖)		尿(蛋白)		心電図									
						有所見 率(%)	実施者数	有所見 率(%)	実施者数		有所見 率(%)	実施者数				有所見 率(%)	実施者数		有所見 率(%)	実施者数	有所見 率(%)	実施者数	有所見 率(%)	実施者数	有所見 率(%)	実施者数	有所見 率(%)	実施者数	有所見 率(%)	実施者数		
食料品製造業	275	35,172	19,609	55.8	10,500	29.9	31,007	6.0	31,140	7.0	4,817	0.0	29,539	5.4	667	0.0	35,171	18.3	30,755	9.1	31,377	14.2	31,096	28.9	31,161	11.7	34,854	3.3	34,923	3.0	29,828	9.2
化学工業	250	27,964	15,476	55.3	7,470	26.7	24,381	3.3	24,381	5.8	3,676	0.2	24,089	4.3	375	0.0	27,964	18.0	26,180	5.9	26,317	16.9	26,002	30.7	26,021	10.7	27,811	3.3	27,890	2.3	24,197	7.5
金属製品製造業	117	7,047	4,262	60.5	2,163	30.7	6,789	5.1	6,756	10.9	267	1.1	6,305	5.8	2	0.0	7,047	20.8	6,234	5.5	6,433	19.8	6,401	30.9	6,411	13.6	7,036	3.5	7,022	2.8	6,263	10.2
一般機械器具製造業	208	25,560	14,530	57.5	8,600	34.1	23,063	2.8	23,063	6.8	2,888	0.3	23,989	5.0	132	1.5	25,260	18.3	23,960	5.7	24,006	19.5	23,924	31.9	23,930	12.1	25,242	3.1	25,294	2.5	23,130	8.5
電機機械器具製造業	239	38,454	22,652	59.4	13,765	35.8	35,238	3.0	35,257	6.0	3,662	0.7	35,712	6.0	89	12.4	38,452	17.2	35,885	5.7	36,023	20.0	35,983	33.7	36,007	12.6	38,374	3.8	38,374	1.8	34,792	9.8
輸送機械器具製造業	234	37,182	22,882	61.0	10,864	29.2	32,208	4.2	32,224	11.8	5,176	0.3	30,928	7.4	124	7.3	37,182	19.7	30,539	8.5	30,322	24.1	30,384	37.1	30,357	16.2	37,119	3.8	37,130	5.0	28,265	11.0
上記以外の製造業	405	34,046	19,471	57.2	10,084	29.6	31,054	3.8	31,084	8.3	3,543	0.3	28,816	5.1	188	15.4	34,043	20.1	30,316	6.3	30,831	18.4	30,846	32.1	30,652	11.9	34,000	3.8	33,998	2.8	28,307	11.4
製造業小計	1,728	205,125	118,882	58.0	63,446	30.9	183,760	4.0	183,905	7.8	24,028	0.4	179,378	5.6	1,557	3.2	205,119	18.7	183,771	6.9	185,309	18.9	184,616	32.4	184,749	12.6	204,436	3.5	204,621	2.9	174,782	9.7
土木工事業	42	2,741	1,891	69.0	1,247	45.5	2,665	9.0	2,665	19.5	74	0.0	2,566	9.4	109	0.0	2,741	26.1	2,628	8.7	2,628	22.2	2,628	34.8	2,683	18.0	2,682	6.6	2,681	8.7	2,597	14.4
建築工事業	81	8,244	4,726	57.3	2,632	31.9	7,952	3.2	7,952	7.5	267	1.5	8,096	4.7	100	6.0	8,242	17.0	7,996	6.0	8,076	16.7	8,076	30.0	8,076	11.6	8,226	3.4	8,225	3.8	8,012	9.2
その他の建設業	73	9,985	6,602	66.1	3,542	35.5	9,512	3.1	9,578	6.6	541	2.4	9,409	6.1	448	4.9	9,985	20.4	9,594	9.3	9,653	21.7	9,638	40.6	9,616	14.5	9,777	4.4	9,779	3.9	8,333	11.3
建設業小計	196	20,970	13,219	63.0	7,421	35.4	20,129	4.0	20,195	8.7	882	1.9	20,071	5.9	657	4.3	20,868	19.8	20,220	7.9	20,357	19.8	20,342	35.7	20,375	13.8	20,885	4.3	20,685	4.5	18,942	10.8
運輸交通業	984	64,392	38,931	60.5	19,921	30.9	57,609	4.0	57,462	10.3	8,250	0.6	54,344	6.2	178	1.7	64,389	24.4	51,224	7.0	52,020	17.6	52,082	34.3	51,773	13.5	64,195	5.1	64,147	5.0	53,121	11.8
商業	1,314	89,985	52,852	58.2	29,082	32.3	80,855	4.6	80,549	5.3	10,892	0.6	81,168	4.0	498	2.4	89,985	20.3	84,006	8.6	85,355	12.8	84,084	30.9	83,899	12.6	89,446	3.6	88,578	2.7	80,967	8.5
上記以外の事業	4,053	407,981	238,350	58.0	116,186	28.5	358,883	3.9	358,343	6.8	49,141	0.6	374,937	6.1	4,592	3.2	407,944	17.5	379,161	9.3	380,121	17.6	378,878	34.9	378,503	12.8	405,859	3.6	406,136	4.2	349,253	12.4
合 計	8,275	788,333	459,734	56.3	236,056	29.9	701,036	3.9	700,454	6.9	93,234	0.5	715,888	5.6	7,492	2.8	788,265	17.9	718,384	8.1	723,162	16.6	719,982	32.4	719,289	12.3	784,624	3.6	785,167	3.7	671,085	10.6
令和3年	6,591	734,391	431,688	58.8	224,610	30.6	659,164	3.9	658,705	6.9	84,472	0.5	680,213	5.3	7,403	4.4	734,394	17.3	677,431	7.5	683,545	17.3	680,821	33.2	680,050	11.6	731,363	3.3	730,526	3.6	639,275	10.0



## (2) 特殊健康診断の実施状況

表11-2 年次別特殊健康診断実施状況 (単位:人、%)

年次		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年		令和4年	
実施事業場数		5,695		5,784		5,779		5,050		6,040		5,902	
種類	業務別	受診	有所見率	受診	有所見率	受診	有所見率	受診	有所見率	受診	有所見率	受診	有所見率
		労働者数		労働者数		労働者数		労働者数		労働者数		労働者数	
規則によるもの	有機溶剤	47,895	5.8	48,095	5.6	49,694	5.6	45,537	4.5	44,916	2.6	47,155	2.7
	鉛	4,346	0.4	4,541	0.5	4,670	0.9	4,539	0.8	4,140	0.8	4,049	0.6
	四アルキル鉛	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	4	0.0
	電離放射線	23,002	12.0	23,109	11.6	23,690	14.1	18,283	13.0	18,586	13.5	20,148	13.0
	特定化学物質	56,505	1.7	63,186	1.5	67,360	1.7	57,043	2.0	69,023	1.7	75,962	1.6
	高気圧	200	1.0	278	0.4	319	1.3	216	0.0	193	0.5	186	1.6
	石綿	3,028	1.0	3,484	2.2	2,930	0.6	2,707	0.7	2,707	1.0	2,786	0.9
	小計	134,976	4.8	142,693	4.5	148,663	4.9	128,325	4.4	147,962	3.3	150,290	3.4
指導勧奨によるもの	紫外線・赤外線	6,095	2.4	6,613	2.2	6,480	2.1	5,727	1.7	6,464	2.0	6,755	2.8
	騒音	23,818	12.8	25,223	11.2	25,620	12.6	21,992	13.5	23,095	15.1	24,693	16.6
	マンガン等	199	7.0	184	9.2	137	0.0	136	0.7	110	0.0	165	4.2
	有機りん剤	110	2.7	100	0.0	124	0.0	85	0.0	155	0.0	117	0.9
	亜硫酸ガス	33	0.0	29	0.0	40	0.0	47	0.0	42	0.0	34	0.0
	脂肪族の塩化または臭化合物	164	0.0	46	21.7	38	0.0	48	0.0	60	0.0	68	0.0
	砒素(三酸化砒素を除く)	271	2.2	150	1.3	182	0.6	179	6.2	135	0.7	125	0.0
	メチレンジエニルイソシアネート	232	0.0	253	0.8	280	0.4	163	0.0	161	0.0	154	0.0
	振動工具(チェンソー以外)	4,630	10.0	4,842	10.0	5,180	9.2	4,922	13.6	4,651	12.7	4,857	10.0
	重量物	727	8.7	1,338	15.5	1,292	15.2	1,307	11.7	1,312	11.2	1,422	12.5
	引金付工具	3,595	6.7	3,985	6.3	3,835	4.3	3,586	10.2	3,396	12.4	3,221	9.7
	VDT作業	36,964	4.2	37,800	4.1	36,519	4.9	21,291	6.6	23,934	7.1	27,377	5.2
	レーザー機器	2,300	4.1	2,653	2.9	2,674	3.4	2,376	3.9	2,630	4.7	2,286	4.4
	その他	175	8.6	278	13.7	369	13.6	261	11.9	348	9.8	818	3.6
小計	79,313	7.1	83,494	6.7	82,770	7.4	62,120	9.3	66,493	9.9	72,092	9.5	
合計	214,289	5.7	226,187	5.3	231,433	5.5	190,445	6.0	214,455	5.4	222,382	5.4	



### (3) じん肺健康管理実施状況

令和4年のじん肺健康診断の受診労働者数は前年より1,808人減少しました。有所見率(0.03%)は全国平均(0.35%)を下回っています。(表11-3)

(じん肺健康管理実施状況報告から)

**表11-3 じん肺健康管理実施状況**

年	じん肺健診 受診労働者数	有所見者数				有所見率(%)	
		管理2	管理3	管理4	計	神奈川県	全国
19	11,419	81	31	0	112	0.98	2.34
20	11,498	66	30	1	97	0.84	1.94
21	11,785	59	21	2	82	0.70	2.08
22	12,514	62	20	0	82	0.66	1.61
23	11,023	51	14	0	65	0.59	1.38
24	11,769	37	7	0	44	0.37	1.26
25	10,703	27	4	0	31	0.29	1.02
26	11,036	22	2	1	25	0.23	0.88
27	13,599	19	1	0	20	0.15	0.77
28	13,192	10	0	1	11	0.08	0.60
29	12,373	13	0	0	13	0.11	0.56
30	15,911	13	1	1	15	0.09	0.44
元	14,896	8	1	0	9	0.06	0.38
2	9,832	4	0	0	4	0.04	0.41
3	12,735	3	1	0	4	0.03	0.32
4	10,606	3	0	0	3	0.03	0.36

※ 本統計には随時申請によるものは含まない。

### (4) ストレスチェック制度の実施状況

令和4年に実施されたストレスチェック制度に関し、提出のあった事業場において検査を実施したのは対象労働者のうち77.32%、医師による面接指導を受けたのは全体の0.44%という状況になっています。(図11-4、表11-4)

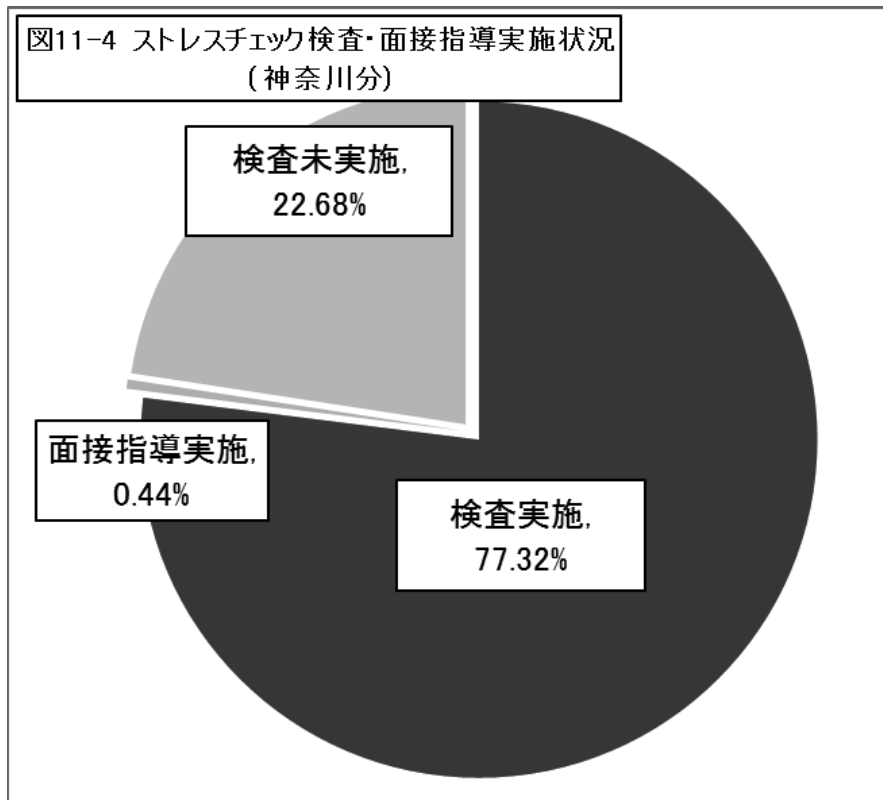


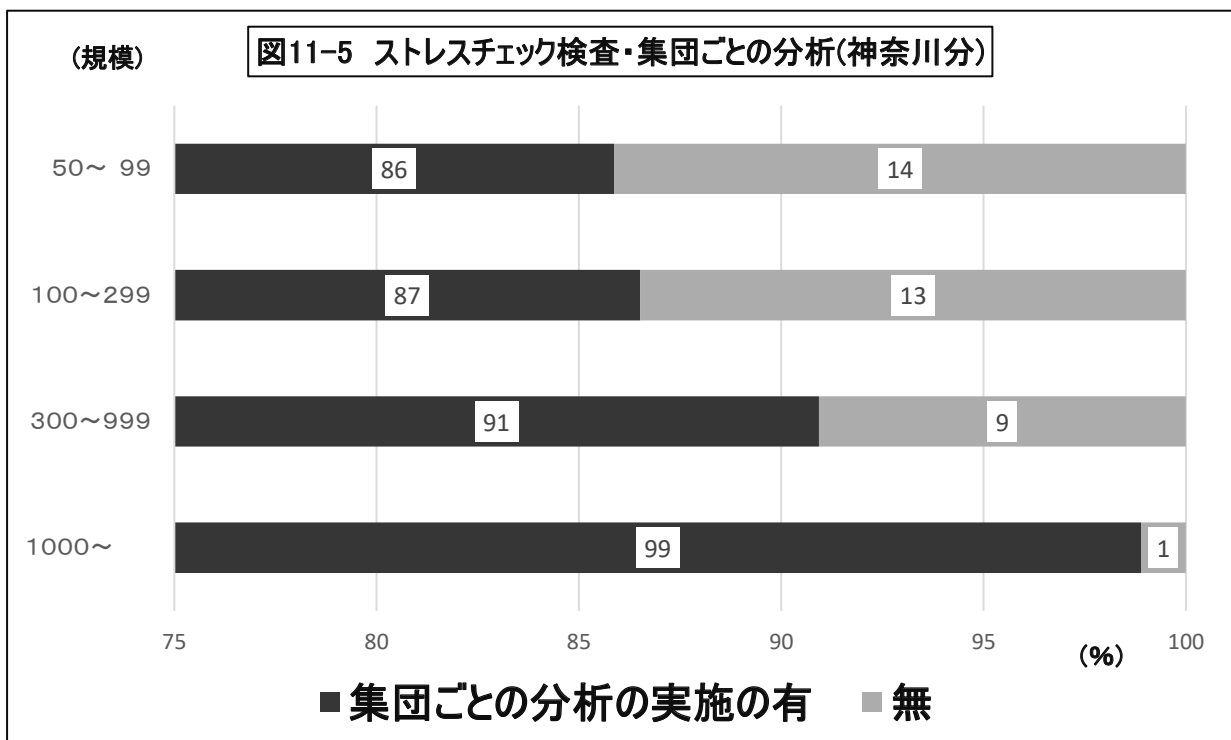
表11-4 令和4年「心理的な負担の程度を把握するための検査」実施状況(規模別)

規 模	検査実施 事業場数	在 籍 労働者数	検査を受けた労働者数				検 査 実施率	面接指導を受けた労働者数				面接指導 実施率	集団ごとの分析の実施の有無	
			検査を実施した者			合 計		面接指導を実施した医師			合 計		分析あり 事業場数	分析なし 事業場数
			専任産業医	専属医師等	非専属医師等			専任産業医	専属医師等	非専属医師等				
			専任産業医	専属医師等	非専属医師等			専任産業医	専属医師等	非専属医師等				
50～99	3,064	210,714	79,166	7,901	66,412	153,479	72.84	644	21	66	731	0.48	2,631	433
100～299	2,121	330,672	134,862	16,604	96,050	247,516	74.85	910	71	145	1,126	0.45	1,835	286
300～999	518	241,002	118,787	19,088	53,535	191,410	79.42	841	61	54	956	0.50	471	47
1,000～	90	161,071	97,774	13,308	26,029	137,111	85.12	340	36	14	390	0.28	89	1
合 計	5,793	943,459	430,589	56,901	242,026	729,516	77.32	2,735	189	279	3,203	0.44	5,026	767

全国計

規 模	検査実施 事業場数	在 籍 労働者数	検査を受けた労働者数				検 査 実施率	面接指導を受けた労働者数				面接指導 実施率	集団ごとの分析の実施の有無	
			検査を実施した者			合 計		面接指導を実施した医師			合 計		分析あり 事業場数	分析なし 事業場数
			専任産業医	専属医師等	非専属医師等			専任産業医	専属医師等	非専属医師等				
			専任産業医	専属医師等	非専属医師等			専任産業医	専属医師等	非専属医師等				
50～99	54,623	3,867,264	1,490,062	203,637	1,316,268	3,009,967	77.83	13,154	778	2,332	16,264	0.54	46,682	7,941
100～299	36,480	5,694,601	2,322,976	365,379	1,800,240	4,488,595	78.82	16,698	847	2,657	20,202	0.45	32,137	4,343
300～999	8,236	3,852,207	1,798,959	347,219	915,414	3,061,592	79.48	10,439	645	1,275	12,359	0.40	7,579	657
1,000～	1,051	1,978,549	1,251,217	146,857	245,622	1,643,696	83.08	6,826	431	342	7,599	0.46	1,029	22
合 計	100,390	15,392,621	6,863,214	1,063,092	4,277,544	12,203,850	79.28	47,117	2,701	6,606	56,424	0.46	87,427	12,963

(11-4、表 11-4 とも、「心理的な負担の程度を把握するための検査等報告書」から)



## 令和4年 建設業 死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	3月 9時頃	その他の建設 工事業(1次下請) 30人～49人 50歳～54歳	玉掛用具  飛来、落下	資材置場において、柱状の資材(約600キログラム)を移動式クレーンでつって旋回中、目通し1本つりのワイヤロープがフックから外れて落下し、つり荷に介添えロープを取り付けようとしていた被災者が下敷きとなった。
2	4月	建築工事業 (3次下請) ～9人 30歳～34歳	その他の起因物  その他	新型コロナウイルス感染症に罹患し死亡した。
3	6月 10時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 20歳～24歳	高温・低温環境  高温・低温の 物との接触	2階建て木造住宅の外部足場を約1時間かけて解体後に、熱中症による体調不良となり病院へ搬送されたが、十数日後に死亡した。発症時は気温31.7℃、湿度59パーセント(WBGT値27℃相当)であった。被災者は入社以降の現場作業が通算3日目であった。
4	6月 11時頃	建築工事業 (1次下請) 10人～29人 65歳～69歳	作業床、歩み板  墜落、転落	7階建てビル新築工事現場において、地面に建てた敷地境界柵に安全掲示板を取付け中、当該柵から基礎工事のため垂直に掘り下げた縁までの間が49センチメートルの作業場所から、2.2メートル下の基礎底面コンクリートに墜落した。
5	6月 13時頃	建築工事業 (1次下請) ～9人 20歳～24歳	その他の仮設物、 建築物、構築物等  墜落、転落	2階建て木造住宅解体工事現場において、単管を格子に組んで防じん防音シートを張った仮囲いの点検中、仮囲いの水平材(単管1本)から5メートル下の地面に墜落した。
6	8月 14時頃	建築工事業 (2次下請) ～9人 55歳～59歳	乗用車、バス、 バイク  交通事故 (道路)	工事現場での作業を終えた作業員3名が自社に戻るため社有車に乗って移動中、国道の第2車線走行中に右側の中央分離帯に接触した後、第1車線のガードレールに衝突して横転した。助手席の1名が死亡し、運転席と後部座席の2名が軽傷を負った。
7	10月 15時頃	土木工事業 (2次下請) 50人～99人 55歳～59歳	トラック  激突され	道路トンネル(約330メートル)新設工事の坑内で、ずり積込工2次下請の被災者はずり積替え用ドラグ・ショベルのバケットを清掃していた。同ショベルの走行に備えて側面方向に退避した被災者が、後進(方向転換の切り返し中)してきたずり搬出工(坑内運搬)1次下請の10トンダンプに激突された。
8	11月 13時頃	建築工事業 ～9人 70歳～74歳	建築物、構築物  墜落、転落	自社事務所内で窓ガラスを拭き掃除中、全開にした窓(高さ2×幅1メートル)から、建物の外の2.2メートル下のコンクリート床面に墜落した。
9	11月 15時頃	建築工事業 10人～29人 40歳～44歳	はしご等  墜落、転落	2階建て民家の雨樋を清掃中、下屋根(軒先高さ約3メートル)上から2階屋根にかけたはしご(長さ約4メートルの脚立兼用はしご)に乗っていたときにはしごの下端が滑り、地面に墜落した。

## 令和4年 陸上貨物運送事業 死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	4月 13時頃	陸上貨物運送事業 (陸上貨物取扱業)  ～9人  60歳～64歳	荷姿の物  崩壊、倒壊	フォークリフトを運転して倉庫から出庫作業中、出庫対象の隣のはい積み(パレットに載せた粉体入り1トンフレキシブルコンテナバッグの4段重ね、高さ約4メートル)がもたれかかり運び出せない箇所を確認しようと下車した時、当該もたれていた3・4段目が崩れ落ち、下敷きとなった。
2	6月 6時頃	陸上貨物運送事業 (陸上貨物取扱業) (派遣先) 30人～49人  55歳～59歳	フォークリフト  墜落、転落	物流施設内でリーチフォークリフトに乗り、接車前のバースにトラック積込予定の荷を荷揃え中、荷を積載して後進時に高さ1メートルのプラットホームから同車ごと落ち、同車ヘッドガードと床との間にはさまれた。
3	7月	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 30人～49人  35歳～39歳	起因物なし  その他	トラックの運転者が、配送先の倉庫で荷卸し中に意識を失い、荷台上で倒れた。その後の調査で、長時間労働による過重な業務に従事していたと認められた。
4	10月 9時頃	陸上貨物運送事業 (陸上貨物取扱業) 30人～49人  70歳～74歳	トラック  はさまれ、 巻き込まれ	物流センターのプラットホームの下をほうきで清掃中、荷卸しのため後進してきた13トントラックの背面とプラットホームの端にはさまれた。
5	11月 11時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) ～9人  70歳～74歳	トラック  激突され	荷卸し先に到着したトレーラーの運転者が、荷卸し先の作業者が荷卸しをしている状況を、運転席から降りて見守っていたところ、別の作業のため後進してきた3トントラックに激突された。
6	12月 11時頃	陸上貨物運送事業 (道路貨物運送業) 10人～29人  40歳～44歳	トラック  交通事故 (道路)	高速道路の下り線で2トントラックを運転中、渋滞の最後尾の大型トラックに追突した。

### 参考 他局管内の陸上貨物運送事業の事業者による死亡災害

発生月	業種	事故の型	発生概要
9月	陸上貨物運送事業	交通事故(道路)	東名高速の下り線を走行中のトラックが横転し、助手席から車外に投げ出された。
9月	陸上貨物運送事業	飛来、落下	積載形トラッククレーン(通称ユニック車)の運転者が建設資材を一人で荷卸し中、荷台から建設資材とともに落ち、下敷きとなった。
11月	陸上貨物運送事業	交通事故(道路)	東名高速の下り線で渋滞車列への追突による4台玉突きで4名死亡(非労働者含む)した事故での、追突した大型トラックの運転者
11月	陸上貨物運送事業	交通事故(道路)	上の事故での、追突された渋滞車列内にいたトラックの運転者



## 令和4年 製造業 死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	10月 12時頃	製造業 (製鉄・製鋼・圧延業) 300人～ 45歳～49歳	金属材料  崩壊、倒壊	建屋内を清掃していた被災者が、金属材料(長さ約200×幅約50×厚さ約10センチメートル、900キログラム)を3枚積み重ねて保管していた箇所で、崩れた金属材料の下敷きになっているところを発見された。
2	11月 10時頃	製造業 (クリーニング業) 100人～299人 65歳～69歳	通路  転倒	乾燥機の保守作業を行っていた被災者が、当該乾燥機前の通路で倒れているところを発見された。

## 令和4年 商業 死亡災害の概要

番号	発生月 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 15時頃	小売業 10人～29人 70歳～74歳	乗用車、バス、 バイク  交通事故(道路)	商品配達のため原付を運転中、信号のある交差点で直進しているとき、対向車線から右折してきた乗用車と接触し転倒した。
2	2月 12時頃	卸売業 ～9人 80歳～84歳	丸のこ盤  切れ、こすれ	塩ビ管を小さく切断するのに使用していた携帯用丸のこ盤で、誤って右太ももを切り、出血多量となった。
3	3月 12時頃	卸売業 ～9人 75歳～79歳	移動式 クレーン  墜落、転落	仕入れた商品の搬入に立ち会い中、商品に乗せていた積載形トラッククレーンの近くの床に倒れているところを発見された。荷台(床の高さ1メートル)から墜落し頭を打つたと推定される。
4	6月 9時頃	卸売業 ～9人 75歳～79歳	トラック  墜落、転落	被災者は金属切削加工屑(切粉)回収先の工場を訪れ、トラック荷台上で、同僚がフォークリフトで投入した切粉を平らに均していたが、荷台そばの地面に倒れているところを同僚に発見された。切粉の塊を崩し均していた道具(ピッチフォーク)が不意に抜けた反動で道具とともに約2.3メートル墜落したと推定される。
5	7月 11時頃	その他の商業 ～9人 30歳～34歳	その他の仮設物、 建築物、構築物等  崩壊、倒壊	工専用機材リース業の屋外置場で、リース品塗装場の雨除けを仮設中、塗装場の両側に箱(2×2×9メートルの鋼製、7トン)を2段積み、その上に屋根予定の鉄板(2×6メートル、3トン)を移動式クレーンで置いた時に上段の箱が倒れて落ちた。被災者は架け渡し済の鉄板の上で、玉外しのため待機中だったが、倒壊に巻き込まれ、落ちた箱と鉄板の間にはさまれた。
6	11月 8時頃	小売業 30人～49人 40歳～44歳	トラック  交通事故(道路)	配達漏れの新聞を届けるため原付を運転中、国道の信号のある十字路口交差点内でトレーラーに追突された。

## 令和4年 清掃・と畜業 死亡災害の概要

番号	発生日 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 13時頃	清掃・と畜業(産業 廃棄物処理業) 10人～29人 50歳～54歳	通路  墜落、転落	ごみ収集用品を持ち運び中、自社倉庫2階の扉を出て外階段へ向かう通路(1階屋上の外縁部)の端から、約3メートル下の地面へ墜落した。
2	3月 13時頃	清掃・と畜業(ビル メンテナンス業) 300人～ 65歳～69歳	階段、棧橋  墜落、転落	水道メーターを検針するためマンションの階段を下りている途中で転落し、頭を打った。
3	6月 9時頃	清掃・と畜業(産業 廃棄物処理業)  10人～29人  35歳～39歳	フォークリフト   転倒	被災者はフォークリフト(全回転ドラムクランプのアタッチメント)に乗り、自社駐車場の草刈りで生じた刈草を入れたドラム缶を、アタッチメントで掴み運搬していた。駐車場の傾斜約9度の砂利道で、右に方向転換しながら後進中に同車が倒れて運転席から投げ出され、同車バックレスト右側面の下敷きとなった。
4	7月 14時頃	清掃・と畜業(ビル メンテナンス業) 30人～49人 70歳～74歳	階段、棧橋  墜落、転落	勤務地の建物内を巡回中、階段の踊り場(フロアの床からの高さ約1.4メートル)付近からフロアの床へ転落し、頭を打った。

## 令和4年 その他の業種 死亡災害の概要

番号	発生日 発生時刻	業種 事業場規模 被災者の年齢層	起因物 事故の型	発生概要
1	1月 13時頃	その他 (社会福祉施設) 30人～49人 35歳～39歳	乗用車、バス、 バイク  交通事故 (道路)	介護サービス利用者宅から次の利用者宅へ自転車で市道を移動中、他の自転車(労働者でない者が乗る自転車)とともに乗用車(脇見運転)にはねられた。
2	7月 11時頃	その他 (警備業) 100人～299人 65歳～69歳	階段、棧橋  墜落、転落	道路工事現場の警備(交通誘導)を行っていた被災者が、午前休憩を交替でとるため、警備位置を離れて指定休憩場所へ歩いて行く途中で、公道の階段から転落し倒れているところを発見された。
3	9月 15時頃	その他 (その他の事業) 50人～99人 25歳～29歳	乗用車、バス、 バイク  交通事故 (道路)	出張先での作業を終え、一人で車に乗り帰社の際、高速道路での右カーブ1車線の緩やかな下り坂を走行中に車が横転し、助手席窓枠から出た身体部分が路面と横転した車体との間にはさまれた。

神奈川労働局 第13次労働災害防止推進計画(平成30年度～令和4年度)の結果

※平成30年から令和4年の上段は目標値、下段は実績を示す

	業種	種別	平成29年	減少目標	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	
			死亡者数	30	15%減少	29	28	27	26	25
災害減少	全業種	死傷者数	6,551	5%減少	6,485	6,419	6,353	6,287	6,223	
					6,920	7,095	7,617	8,668	16,571	
	小売業	死傷者数	839	5%減少	830	821	813	805	797	
					937	917	992	1,074	1,091	
	社会福祉施設 ※	死傷者数	621	5%減少	623	625	627	629	630	
					634	723	1,005	1,266	4,863	
	飲食店	死傷者数	364	5%減少	360	356	352	348	345	
					378	399	379	395	439	
	陸上貨物運送事業	死傷者数	925	5%減少	915	905	896	887	878	
					982	981	1,044	1,152	1,221	
建設業	死亡者数	6	15%減少	5	5	5	5	5		
				10	10	14	21	9		
	死傷者数	730	10%減少	715	700	685	671	657		
				727	808	824	814	833		
製造業	死亡者数	6	15%減少	5	5	5	5	5		
				6	2	5	8	2		
		死傷者数	1,022	10%減少	1,000	979	959	939	919	
					1,044	1,061	924	1,109	1,161	
健康確保・職業性疾病対策	メンタルヘルス対策		① メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上(56.6%:平成28全国値)とする。⇒結果:71.4% ② ストレスチェック結果に基づき集団分析を実施した労働者50人以上の事業場の割合を85%以上(78.7%:平成29神奈川)とする。⇒結果:86.4%							
	腰痛予防対策	小売業	死傷者数	58	5%減少	57	56	55	54	54
						65	59	89	77	74
		社会福祉施設 ※	死傷者数	131	5%減少	131	131	131	131	132
						108	118	157	171	171
	飲食店	死傷者数	11	5%減少	10	10	10	10	10	
				10	6	10	11	14		
陸上貨物運送事業	死傷者数	70	5%減少	69	68	67	66	66		
				50	61	75	94	77		
	熱中症対策		熱中症による死亡者数を平成25年から平成29年までの5年間と比較して、平成30年から令和4年までの5年間で5%以上減少させる(目標値:5年間で3人以下) ⇒結果:7人							

注1)「災害減少」の「種別」欄の「死傷者数」は、死亡及び休業4日以上の災害の略である。

注2)「災害減少」の「令和4年最終目標」欄の「○○%減少」は、「平成29年の災害発件数に対して令和4年までに、○○%以上減少させる」の略である。

注3)社会福祉施設については、過去の労働者の増加状況から令和4年の労働者数を予測し、これを基に死傷年千人率を算定し、減少目標数を導き出したものである。

# 第14次労働災害防止計画（神奈川計画）の概要

神奈川労働局（2023年）

計画期間 2023年度から2027年度まで

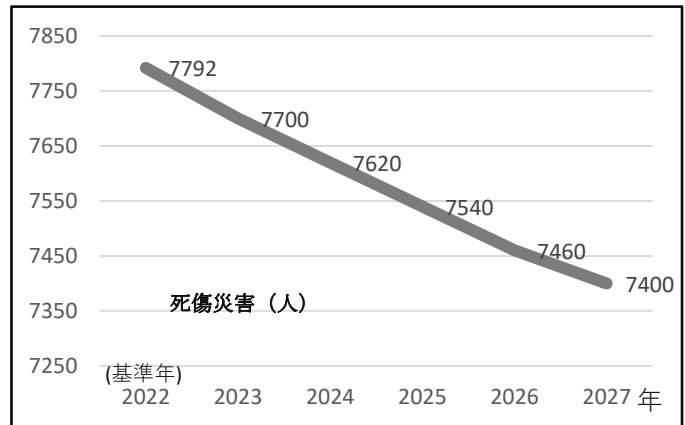
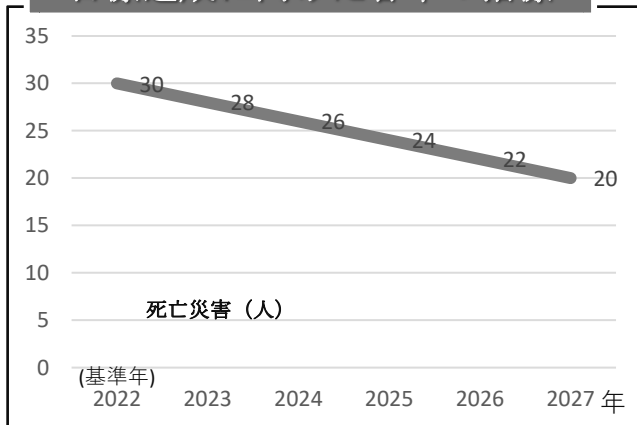
## 計画の全体目標

- ・ 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死亡者数を20名以下とする。
- ・ 2027年までに、神奈川県内の労働災害による死傷者数を2022年と比較して5%以上減少する。

【2022年（比較基準年）：死亡者数30人、死傷者数7,792人】

【2027年（最終目標：死亡者数20人以下、死傷者数7,400人以下）】

## 目標達成に向けた各年の指標



## 目標達成のための重点事項

次の重点事項ごとに、

- 事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」（次の頁）を定め、実施状況を確認しつつ計画を推進します。
- 各重点事項については、事業者が労働者の協力を得て、一体的に取り組むことが重要です。

### 【重点事項】

- ・ 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発
- ・ 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- ・ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- ・ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進
- ・ 業種別の労働災害防止対策の推進
- ・ 労働者の健康確保対策の推進
- ・ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

# 重点事項ごとの推進状況

(初年度～最終年の上段は目標値、下段は実績値)		初年度	2年目	3年目	4年目	最終年
		2023年度 R5.4末現在	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度
死亡災害については、2027年までに20人以下とする。	20人以下	28人	26人	24人	22人	20人
		10人	人	人	人	人
死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに5%以上減少する。	7,400人以下	7,700人	7,620人	7,540人	7,460人	7,400人
		1,812人	人	人	人	人

※死傷災害に係る目標は、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いて決定した。

## 【アウトカム指標】

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策						
転倒の死傷者数を2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	1,996人以下	439人	人	人	人	人
	災害に占める割合26%以下	24.2%				
転倒による平均休業見込み日数を2027年までに35日以下とする。	35日以下	36日				
社会福祉施設における腰痛の死傷者数を2022年と比較して2027年までに減少させる。	171人以下	26人	人	人	人	人
	社会福祉施設の災害に占める割合17%以下	11.4%				

高齢労働者の労働災害防止対策						
60歳以上の労働者による死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける	2,019人以下	476人	人	人	人	人
	災害に占める割合26%以下	26.2%				

多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策						
外国人労働者の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。	336人以下	71人	人	人	人	人
	災害に占める割合4%以下	3.9%				

業種別の労働災害防止対策						
陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	1,120人以下	1,167人	人	人	人	人
		182人	人	人	人	人
建設業における死亡災害を2027年までに15%以上減少させる。	7人以下	5人	人	人	人	人
製造業における機械による「はさまれ、巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	194人以下	202人	人	人	人	人
		35人	人	人	人	人

(各年死傷者数の上段は目標値、下段は実績値)

労働者の健康確保対策						
週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。	令和4年度は14%	11%				
	5%以下					
自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を50%未満とする。	メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を80%以上とする。					

化学物質等による健康障害防止対策						
化学物質の性状に関連の強い死傷災害の件数を第13次防期間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。	5年間の合計が148人以下	人	人	人	人	人
熱中症による死傷者数を第13次防期間と比較して減少させる。	5年間の合計が250人以下	人	人	人	人	人

※「陸上貨物運送事業」は、「道路貨物運送業」と「陸上貨物取扱業」の合計です。

※各年の推進状況について、定期的に更新する予定です。

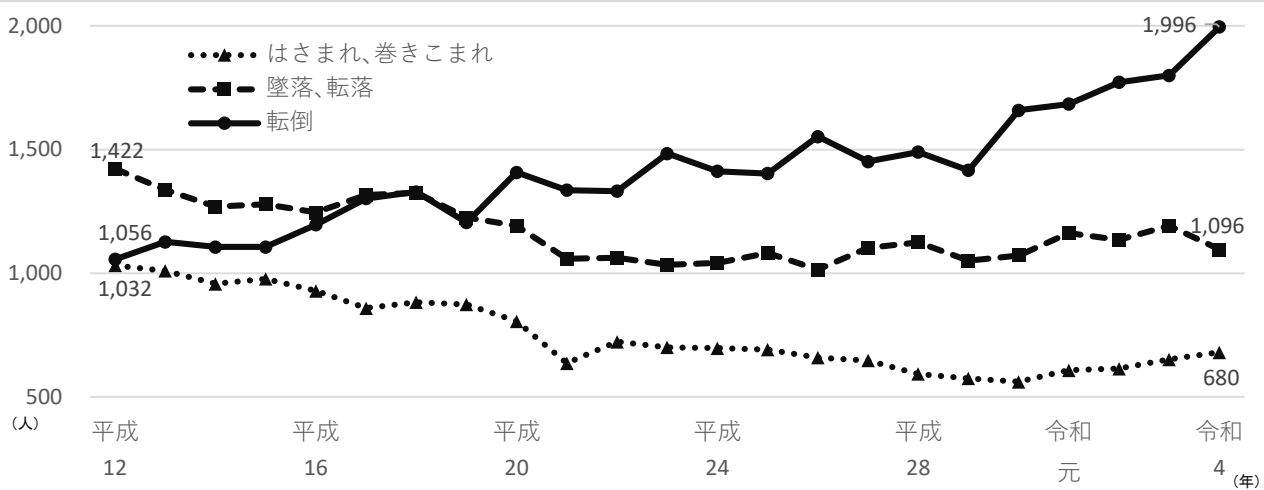
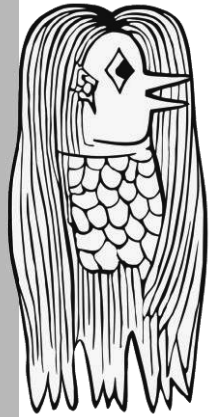
※第14次労働災害防止計画（神奈川計画）詳細は近日中に神奈川労働局ホームページに掲載予定です。

# STOP！転倒災害プロジェクト神奈川2023

令和4年に神奈川県内で発生した休業4日以上之死傷災害は新型コロナウイルスを除くと死傷者数7,792人でした（新型コロナウイルスを含むと16,571人）。

事故の型別では「転倒」が最多で死傷者数1,996人、全体の約25.7%でした。

過去には、平成11年まで「墜落、転落」「はさまれ、巻き込まれ」「転倒」の順に多く発生していましたが、平成12年から19年までは「転倒」が「墜落、転落」に次いで多く、平成20年以降「転倒」が最多発災害となりました。



近年は、腰痛をはじめとする「動作の反動、無理な動作」が当該期間で28.4%増加し増加率トップであり、「転倒」に次ぐ発生件数です。

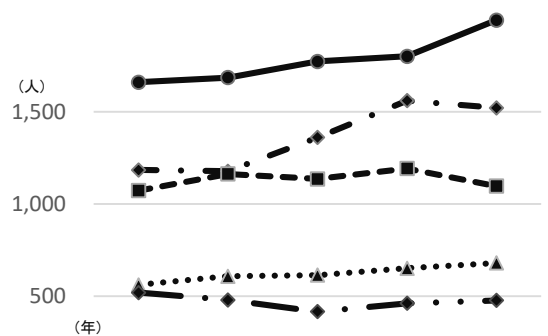
「転倒」の推定要因は、

- ・第三次産業での増加
- ・腰痛を含めた「行動災害」での増加

という発生状況から、

- ・第三次産業の就業人口増加
- ・一般に安全衛生水準が他業種より低く、

根本的対策が困難なことが挙げられます。



	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4
●●●●● 転倒	1,659	1,684	1,772	1,800	1,996
◆◆◆◆◆ 動作の反動、無理な動作	1,184	1,177	1,360	1,559	1,520
■■■■■ 墜落、転落	1,072	1,162	1,135	1,192	1,096
▲▲▲▲▲ はさまれ、巻き込まれ	561	608	614	652	680
▲▲▲▲▲ 交通事故(道路)	520	480	417	462	477

R5.4 (covv1.5)



神奈川労働局



労働基準監督署

## 神奈川県労働局における取組み

「STOP！転倒災害プロジェクト2015」を起点として「転倒」災害防止のため全国的取組みを開始しました。

神奈川県労働局では『STOP！転倒災害プロジェクト神奈川』として平成27年から同様に取組みを開始し、独自に公益財団法人かながわ健康財団の意見を参考に転倒予防のための体操

「ころばNICEかながわ体操」

を考案し、提案・周知を

- 6月：全国安全週間の準備期間
  - 2月：積雪・凍結の転倒リスク高
- を重点取組期間として行ってきました。

令和5年度から第14次労働災害防止計画が開始するとともに、転倒災害防止対策も腰痛と併せ「行動災害防止対策」として変化しています。

ポイントは

- ハード面はエビデンスに基づく具体的対策を履行
- ソフト面は高齢者対策を含む身体機能低下防止
- ハード、ソフト両面に取組
- 中高年齢女性に対しては骨粗鬆症検診受診勧奨です。

神奈川県労働局では今後も『STOP！転倒災害プロジェクト神奈川』の名称を継続しつつ、新たな転倒災害防止対策を進めていきます。



### 「ころばNICEかながわ体操」

身体機能低下防止の一助に活用してください。

神奈川県労働局サイト内

[https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/anzen\\_eisei/hourei\\_seido/korobanice.html](https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/korobanice.html)



＼職場の安全を応援する情報発信サイト／

### 職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

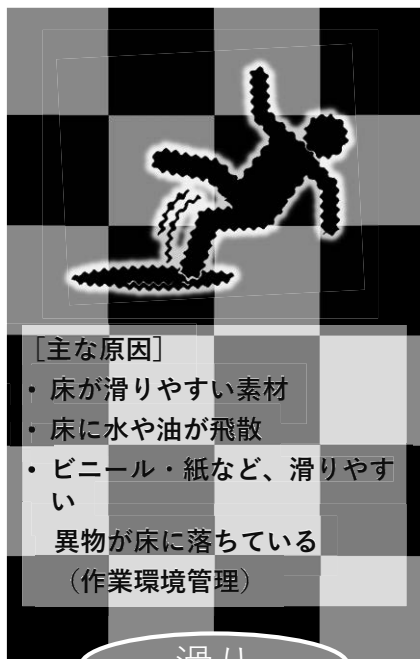
各種情報発信をしています。



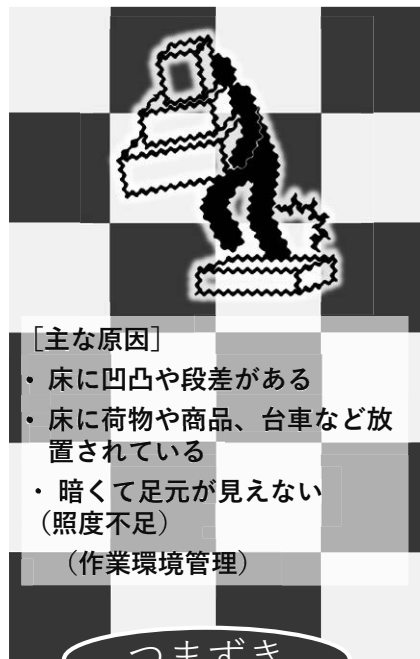


## 転倒災害の種類と主な原因

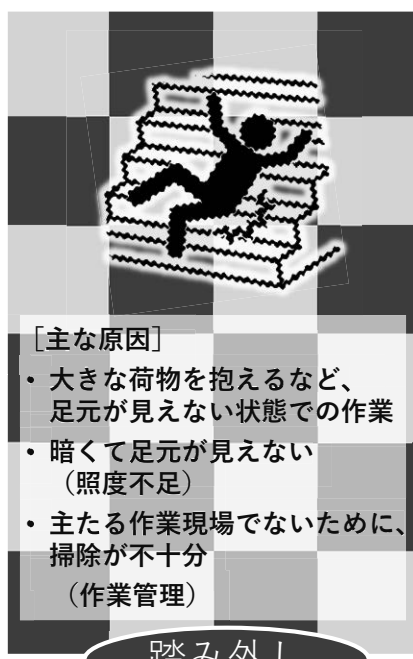
転倒災害は、大きく3種類に分けられます。似たような危険はありませんか？



滑り



つまずき



踏み外し

## 転倒災害防止対策のポイント

転倒災害を防止することで、安心できる作業となり、作業効率の向上が望めます。

- ◆ 歩行場所に物を放置しない
- ◆ 床面の汚れ(水、油、粉等)を取り除く
- ◆ 床面の凹凸、段差等の解消
- ◆ 手すり、滑止めの設置

- ◆ 時間に余裕を持って行動(作業時間の適正化)
- ◆ 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行(教育)
- ◆ 足元が見えにくい状態で作業させない

- ◆ 作業に適した靴の着用
- ◆ 職場の危険マップの作成による危険情報の共有(危険の見える化)
- ◆ 転倒危険場所にステッカー等で注意喚起(転倒危険個所の見える化)

### [コラム] 正しい靴の選び方

小さすぎる靴・・・足指が動かしにくく、バランスを崩したときに足の踏ん張りがきかなくなります。  
 大きすぎる靴・・・歩行時に足が前後斜めに動き、靴のつま先やかかどが足の動きに追従できなくなります。  
 靴は、自分の足に合うサイズのものを使いましょう。

靴が重いと足が上がりにくくなり、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。感じる重量は個人差がありますが、短靴では900g/足以下のものをお勧めします。



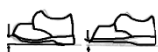
#### 靴の重量バランス

つま先部に偏荷重があると歩行時につま先部が上がりやすく(トゥダウン)、無意識のうちに擦り足になりやすく、つまずきを生じやすくなります。



#### 靴の屈曲性

靴の屈曲性が悪いと、足に負担がかかり、擦り足になりやすく、つまずきの原因となります。



#### つま先部の高さ

特に高齢者は擦り足歩行の傾向があるので、つま先部の高さ(トゥスプリング)が低いと、ちょっとした段差につまずきやすくなります。

#### 靴底と床の耐滑性のバランス

耐滑性が強すぎると摩擦が強くなりすぎてつまずく場合があります。靴底の耐滑性は、職場の床の滑りやすさの程度に応じたものとし、靴は状況を見て選定しましょう。

## 転倒災害防止のためのチェックシート

	チェック項目	☑
1	通路、階段、出口に物があれば片づける。	<input type="checkbox"/>
2	床の水・氷・油・粉類などを除去、放置しない！	<input type="checkbox"/>
3	足元の十分な明るさ（照度）を確保。	<input type="checkbox"/>
4	転倒予防の教育を実施。	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は①作業現場にあった耐滑性 & ②適したサイズ。	<input type="checkbox"/>
6	転倒しそうな／転倒のあった場所の危険マップを作成し、周知。	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所・滑りやすい場所に標識で注意喚起。	<input type="checkbox"/>
8	ながらスマホ、ポケットに手を入れ歩く等を禁止！手すり持って階段昇降。	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操・転倒予防体操などを導入	<input type="checkbox"/>

## 具体的な対策の一例

状況	具体的な対策（ハード対策、ソフト対策）
つまずき： 障害物や凹凸以外	ソフト面：身体機能低下防止、骨粗鬆症検診の受診 (中高年齢の女性)
つまずき： 通路等に置かれた物	ハード面：放置しないよう徹底
つまずき： 作業場、通路の什器	ハード面：設備等の角の「見える化」
滑り： 水場以外の人為的な水、油	ハード面：除去、清掃、それら措置前の立入禁止
滑り： 水場	ハード面：滑りにくい床材の導入、適度な耐滑性の靴を使用
滑り： 雨に濡れた通路等	ハード面：雨に濡れて滑りやすい場所の特定、雨天時の立入禁止、滑りにくい床材の導入

## サポート関係（エイジフレンドリー補助金の令和5年度分詳細は今後正式公表予定）

### エイジフレンドリー補助金

60歳以上の高齢者を雇用する中小企業事業者を対象に、安全衛生確保に係る取組について費用の一部を助成します。

【補助事業者：(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会】

### エイジフレンドリー補助金：

主に、ハード面にかかる設備の改善への費用の一部の助成を行います。

昨年度は(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会に委託され、申請受付期間は令和4年5月11日から9月30日まででした。



### ゼロ災 無料出張サービス：

主に、ソフト面にかかる支援です。昨年度は(独)労働者健康安全機構 神奈川産業保健総合支援センターが行い、現在も受付中です。

# 自動車運転者の「安全確保の徹底」にご協力をお願いします！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。  
自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。

具体的な実施事項等は、裏面のチェックリストで確認ください。

## 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。



ガイドラインのポイント

## 交通労働災害防止のためのガイドライン

交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。

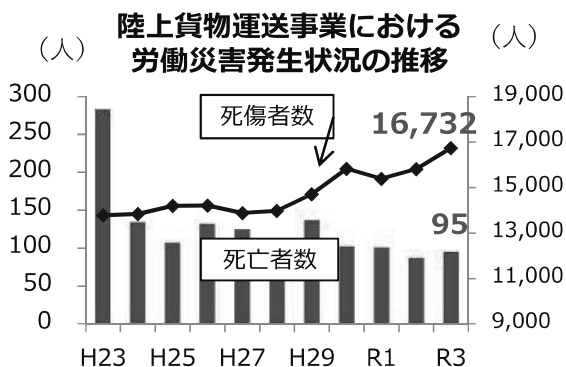


ガイドラインのポイント

### 陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

#### 災害は増加傾向

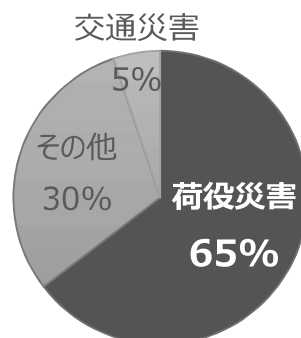
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業4日以上)、死亡災害報告

#### 7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業で発生しています。



※令和2年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、集計したもの

※内訳は作業内容(令和2年)



# 安全対策ができているか、以下のチェックリストで確認してください

## 荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)

### ① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の整理整頓をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

### ② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている  
(手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている  
(床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

### ③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※ 上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。  
詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

## 交通労働災害防止対策チェックリスト

(「交通労働災害防止のためのガイドライン」より)

### 荷主、元請事業者等による配慮

- 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

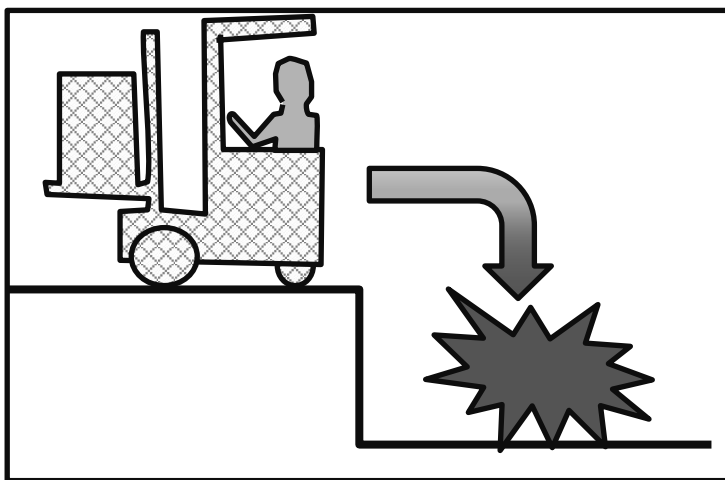
ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

# 物流センターや倉庫内での

## 死亡災害が増えています！

神奈川県労働局管内での、物流センターや倉庫内の出入庫作業を担う陸上貨物取扱業における労働災害は増加傾向にあり、休業4日以上の死傷者数が5年前の人数から4割以上増加しています。さらに令和4年は死亡災害も急増して、死亡者数が3人に達しました。作業の発注企業と受注企業においては、死亡災害事例を参考に安全管理の連携を強化していただき、死亡災害防止を徹底されますようお願いいたします。

### 死亡災害 事例 1 (イメージ図)

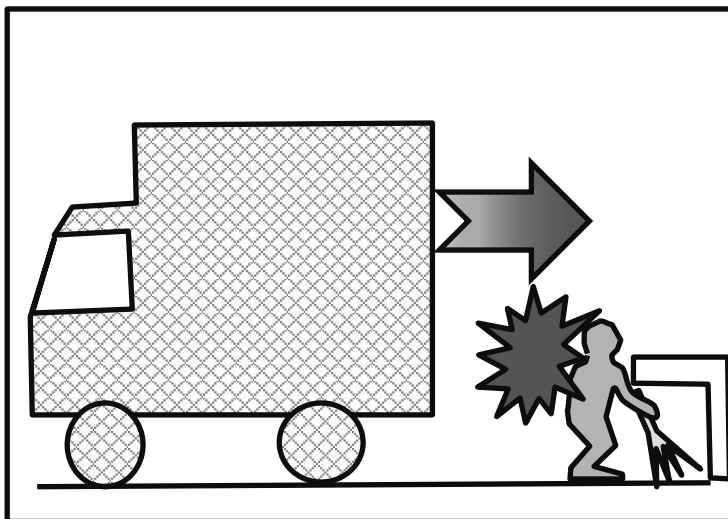


にそろ  
荷揃えのためリーチフォー  
クリフトに荷を積んでバック  
ちゆう  
中、プラットフォームから落  
ち、運転者が車体の下敷き  
になった。

災害を繰り返さないために、発注企業と受注企業で行うべきこと

- ◎ 発注企業の都合で安全標識やプラットフォーム際の停止表示テープの撤去等を行って作業場所の環境を変更した場合は、発注企業から受注企業へ、変更内容を作業前に伝えましょう。
- ◎ 受注企業が作業場所の環境の変更を知ったときは、安全に作業するため必要な事項を、作業前に知らせましょう。

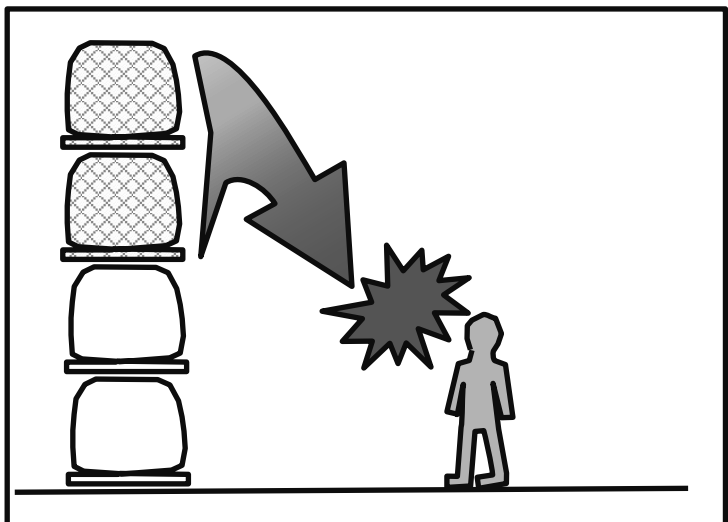
死亡災害 事例 2 ( イメージ図 )



プラットフォームの下を<sup>した</sup> 箒<sup>ほうき</sup>で  
清掃<sup>せいそうちゆう</sup>中の<sup>さぎょうしゃ</sup> 作業<sup>に</sup>者が、荷卸<sup>おろ</sup>  
のためバックしてきたトラッ  
クとプラットフォームとの<sup>あいだ</sup> 間  
にはさまれた。

- ◎ 発注企業から受注企業へ、トラックと接触する危険がなく、安全に作業ができる時間帯を伝えましょう。
- ◎ 受注企業は、「清掃中」立看板等を用意し、トラックと接触する危険がある場所では作業前に設置するよう作業者に伝えましょう。

死亡災害 事例 3 ( イメージ図 )



パレットに乗せたフレキシブ  
ルコンテナバッグ(粉体<sup>ふんたい</sup>1ト  
ン入り)4段積みの<sup>い</sup> 傾<sup>だんつ</sup>きを  
発見<sup>はっけん</sup>した<sup>さぎょうしゃ</sup> 作業<sup>かくにん</sup>者が、確認の  
ため<sup>ちか</sup>近づ<sup>とき</sup>いた<sup>だんめ</sup>時に3・4段目  
が崩<sup>くず</sup>れ、下敷<sup>したじ</sup>きになった。

- ◎ 発注企業は、フレキシブルコンテナバッグが変形しやすいことを念頭に、用具(金属カゴに収納)等を受注企業と協議しましょう。
- ◎ 受注企業は、適切な崩壊防止措置を講じたうえで、異常発見時の安全な確認手順を定めて作業者に伝えましょう。

※ 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインも厚生労働省ホームページをご覧ください。



ガイドライン  
(発注企業用)



ガイドライン  
(受注企業用)

※ お問い合わせ先 神奈川県労働局労働基準部安全課(045-211-7352)

**【全業種で適用】**

**貨物自動車からの墜落防止対策が法改正により強化されます**

**対象業務**

最大積載量が **2 トン以上** (改正前は5トン以上)の貨物自動車について

◎荷を積む作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む)

◎荷を卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む)

を行うとき

**措置義務【昇降設備の設置】** (労働安全衛生規則第151条の67)

◎床面と荷台との間を昇降する際の墜落

◎床面と荷の上との間を昇降する際の墜落

の危険に対応するための「**昇降設備**」の設置が(高さに関係なく)必要となります。

「昇降設備」には、踏み台等の可搬式のもののほか、貨物自動車に備え付けられている昇降用ステップも含まれます。テールゲートリフターを中間位置で停止させてステップとして使用する場合は、そのテールゲートリフターが「昇降設備」となります。

**措置義務【保護帽の着用】** (労働安全衛生規則第151条の74)

◎荷台からの墜落

◎荷の上からの墜落

の危険に対応するための「**保護帽**」の着用が(高さに関係なく)必要となります。

ただし最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車については、

◎荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの

(あおりのない荷台のあるもの、平ボディ車、ウイング車等)

◎備え付けのテールゲートリフターを使用して荷を積卸し

に該当する場合に適用されます。

着用する保護帽は、帽体内に発ぼうステロール等による衝撃吸収ライナーが取り付けられていて、保護帽の構造規格(墜落時保護用)に合格した性能を有する(「製造者・製造年月・墜落時保護用」の表示シールが貼られている)ものがが必要です。

**適用は令和5年10月1日から**となります。

今後、令和6年2月1日から適用となるテールゲートリフター特別教育とともに、詳細な周知資料が発行される予定です。



# ～働く高齢者の特性に配慮した エイジフレンドリーな職場づくり を進めましょう～

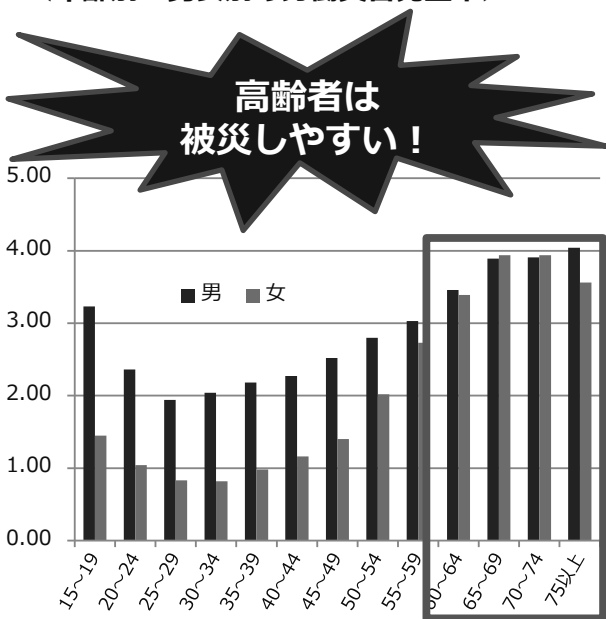
皆さんの職場は、高齢者が安心して働ける環境になっていますか？

**働く高齢者が増加**（60歳以上の雇用者数は過去10年間で**1.5倍**）

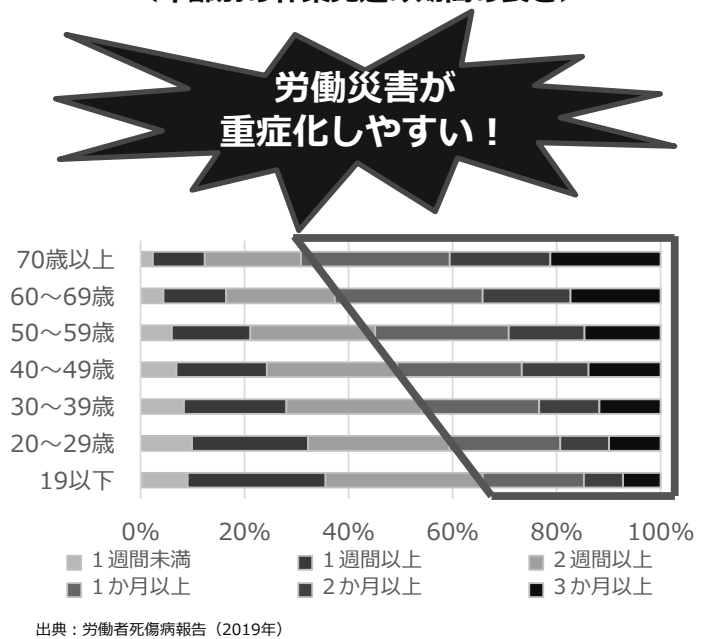
**労働災害のうち60歳以上の労働者が占める割合は1/4以上**（2019年は27%）

**労働災害発生率は、若年層に比べ高年齢層で高い**

＜年齢別・男女別の労働災害発生率＞



＜年齢別の休業見込み期間の長さ＞



労働災害が続けば人手不足を招くおそれも…



**安心して安全に働くことのできる職場づくりを!**

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）を策定しました。（次ページ以降参照）

ご活用ください

高年齢労働者の安全衛生対策のための  
**エイジフレンドリー補助金**が新設されました！  
（4ページ参照）

## 事業者求められる事項

高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じ、実施可能な対策に取り組みましょう。

### 1 はじめに

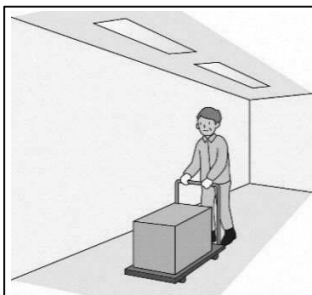
- ・企業の経営トップが取り組む方針を表明し、担当者や組織を指定します
- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から洗い出し、対策の優先順位を検討します
- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です→



### 2 職場環境の改善

- (1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主としてハード面の対策）
- ・高齢者でも安全に働き続けることができるよう、施設、設備、装置等の改善を行います

#### ↓対策の例↓

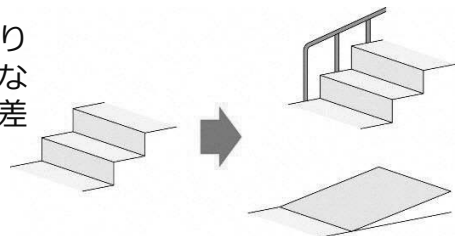


通路を含め作業場所の照度を確保する

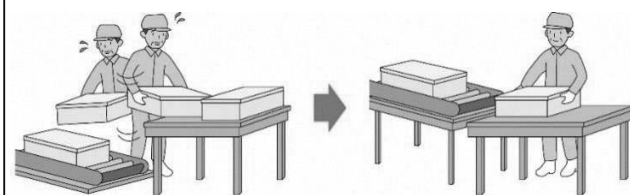


警報音等は聞き取りやすい中低音域の音、パトライト等は有効視野を考慮

階段には手すりを設け、可能な限り通路の段差を解消する



涼しい休憩場所を整備し、通気性の良い服装を準備する



不自然な作業姿勢をなくすよう作業台の高さや作業対象物の配置を改善する

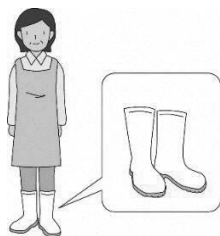
リフト、スライディングシート等を導入し、抱え上げ作業を抑制



例えば戸口に段差がある時



解消できない危険箇所に標識等で注意喚起



防滑靴を利用させる

- ・床や通路の滑りやすい箇所に防滑素材（床材や階段用シート）を採用する
- ・熱中症の初期症状を把握できるウェアラブルデバイス等のIoT機器を利用する
- ・パワーアシストスーツ等を導入する 等

- (2) 高年齢労働者の特性を考慮した作業管理（主としてソフト面の対策）

- ・高年齢労働者の特性を考慮し作業内容等を見直します。例えば、勤務形態や勤務時間を工夫して高齢者が就労しやすくすること（短時間勤務、隔日勤務等）や、ゆとりのある作業スピード、無理のない作業姿勢等への配慮などがあります

### 3 高齢労働者の健康や体力の状況の把握

#### (1) 健康状況の把握

- 健康診断を確実に実施します
- 職場で行う法定の健診の対象にならない方については、例えば地域の健康診断等を受診しやすくするなど、働く高齢労働者が自らの健康状況を把握できるようにします

#### (2) 体力の状況の把握

- 主に高齢労働者を対象とした**体力チェック**を継続的に行うよう努めます
- 体力チェックの目的をわかりやすく丁寧に説明するとともに、事業場における方針を示し、運用の途中で適宜その方針を見直します

#### ↓注意点↓

- 安全作業に必要な体力の測定手法と評価基準は、安全衛生委員会等の審議を踏まえてルール化するようにします

### 体力チェックの一例

転倒等リスク評価セルフチェック票

**I 身体機能計測結果**

① 2ステップテスト (歩行能力・筋力)  
あなたの結果は  cm /  cm (身長) =   
下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
結果 / 身長	~1.24	1.25 ~1.38	1.39 ~1.46	1.47 ~1.65	1.66~

② 座位ステップテスト (敏捷性)  
あなたの結果は  回 / 20秒  
下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
(回)	~24	25 ~28	29 ~43	44 ~47	48~

③ ファンクショナルリーチ (動的バランス)  
あなたの結果は  cm  
下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
(cm)	~19	20 ~29	30 ~35	36 ~39	40~

④ 閉眼片足立ち (静的バランス)  
あなたの結果は  秒  
下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~7	7.1 ~17	17.1 ~55	55.1 ~90	90.1~

⑤ 開眼片足立ち (静的バランス)  
あなたの結果は  秒  
下の評価表に当てはめると →  評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	~15	15.1 ~30	30.1 ~84	84.1 ~120	120.1~

詳しくはこちら⇒

身体機能計測の評価数字を  
Ⅲのレーダーチャートに黒字で記入

- (3) 健康や体力の状況に関する情報については、不利益な取扱いを防ぐ必要があります

### 4 高齢労働者の健康や体力の状況に応じた対応

- (1) 個々の高齢労働者の基礎疾患の罹患状況等の健康や体力の状況を踏まえた措置を講じます

- (2) 高齢労働者の状況に応じた業務の提供  
健康や体力の状況は高齢になるほど個人差が拡大するため、個々の労働者の状況に合わせ、適合する業務をマッチングさせます

- (3) 心身両面にわたる健康保持増進措置  
例えばフレイルやロコモティブシンドロームの予防を意識した**健康づくり活動**を行います

#### ↓取組の例↓

転倒・腰痛予防！「いきいき健康体操」  
<https://youtu.be/9jCi6oXS8IY>  
 (令和元年度厚生労働科学研究費補助金 労働安全衛生総合研究事業「エビデンスに基づいた転倒予防体操の開発およびその検証」の一環として製作)



### 5 安全衛生教育

- 高齢者対象の教育では、作業内容とリスクについて理解させるため、時間をかけ、写真や図、映像等の文字以外の情報も活用します
- 再雇用や再就職等により経験のない業種、業務に従事する場合、特に丁寧な教育訓練を行います

このガイドラインは、雇用される高齢者を対象としたものですが、請負契約により高齢者を就業させることのある事業者においても、このガイドラインを参考として取組を行ってください。

## 労働者に求められる事項

一人ひとりの労働者が、事業者が実施する取組に協力するとともに、自らの身体機能の変化が労働災害リスクにつながる可能性、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むことが必要です。体力チェック等に参加し、日頃からストレッチや軽い運動などに取り組みます

▼参考：ストレッチの例▼

「介護業務で働く人のための腰痛予防のポイントとエクササイズ」より



## 「エイジフレンドリー補助金」のご案内

- エイジフレンドリー補助金は、職場環境の改善に要した費用の一部を補助します。
- **中小企業事業者が対象**の補助金です

令和5年度エイジフレンドリー補助金については今後公表される予定です。

▼高齢者のための対策について個別に相談したいとき

### 中小規模事業場 安全衛生サポート事業 個別支援

労働災害防止団体が中小規模事業場に対して、安全衛生に関する知識・経験豊富な専門職員を派遣して、高齢労働者対策を含めた安全衛生活動支援（現場確認・ヒアリング・アドバイス）を行います。

労働災害防止団体 問い合わせ先

- ・中央労働災害防止協会
- ・建設業労働災害防止協会
- ・陸上貨物運送事業労働災害防止協会
- ・林業・木材製造業労働災害防止協会
- ・港湾貨物運送事業労働災害防止協会

- 技術支援部業務調整課
- 技術管理部指導課
- 技術管理部
- 教育支援課
- 技術管理部

- 03-3452-6366（製造業、下記以外の業種関係）
- 03-3453-0464（建設業関係）
- 03-3455-3857（陸上貨物運送事業関係）
- 03-3452-4981（林業・木材製造業関係）
- 03-3452-7201（港湾貨物運送事業関係）

無料

### 65歳超雇用推進プランナー・高齢者雇用アドバイザーをご活用ください

中小企業診断士、社会保険労務士等、高齢者の雇用に関する専門的知識や経験などを持っている外部の専門家が、企業の高齢者雇用促進に向けた取組を支援します。

相談・助言

各企業の実情に応じて、以下の項目に対する専門的かつ技術的な相談・助言を行っています。

- 人事管理制度の整備に関すること
- 賃金、退職金制度の整備に関すること
- 職場の改善、職域開発に関すること
- 能力開発に関すること
- 健康管理に関すること
- その他高齢者等の雇用問題に関すること

無料

- お近くのお問合せ先は、高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページ (<https://www.jeed.go.jp>) から確認できます。
- 「70歳雇用事例サイト(<https://www.elder.jeed.go.jp/>)」により、70歳以上継続雇用制度を導入した企業や健康管理・職場の改善等に取り組む企業事例をホームページにて公開しています。

高齢労働者の労働災害防止対策の情報を厚生労働省ホームページに掲載しています



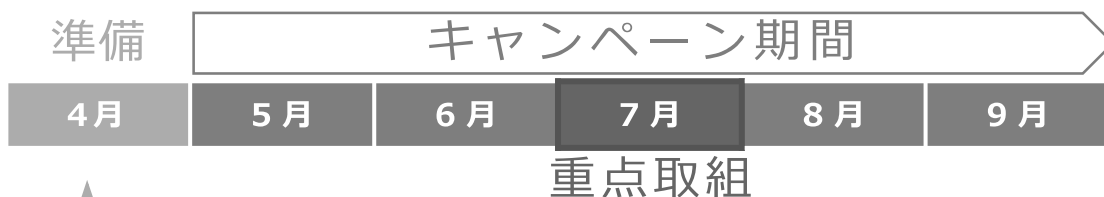
# STOP！熱中症 クールワークキャンペーン

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター

チューイカン吉



キャンペーン  
実施要項

## 準備期間（4月）にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

<input type="checkbox"/>	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
<input type="checkbox"/>	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/>	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定
<input type="checkbox"/>	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を検討
<input type="checkbox"/>	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
<input type="checkbox"/>	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討
<input type="checkbox"/>	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
<input type="checkbox"/>	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主催】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

# キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP  
1

## 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握  
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効



環境省  
熱中症予防情報  
サイト

STEP  
2

## 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

## 重点取組期間（7月）にすべきこと

- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 体調不良の者に異常を認めるときは、躊躇することなく救急隊を要請

## 2023年4月1日から 危険有害な作業※を行う事業者は以下の1、2に対して一定の保護措置が義務付けられます

- 1 作業を請け負わせる一人親方等
- 2 同じ場所で作業を行う労働者以外の人

労働安全衛生法に基づく省令改正で、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、新たに一定の措置を実施することが事業者に義務付けられます。

### ※ 危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に関して定められている以下の11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

- ・労働安全衛生規則 ・有機溶剤中毒予防規則 ・鉛中毒予防規則 ・四アルキル鉛中毒予防規則 ・特定化学物質障害予防規則、
- ・高気圧作業安全衛生規則 ・電離放射線障害防止規則 ・酸素欠乏症等防止規則 ・粉じん障害防止規則 ・石棉障害予防規則
- ・東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則

## 法令改正の主な内容

### 1 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化

作業の一部を請け負わせる場合は、請負人（一人親方、下請業者）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

- 請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- 特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

### 2 同じ作業場所にいる労働者以外の人に対する措置の義務化

同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）に対しても、以下の措置の実施が義務付けられます。

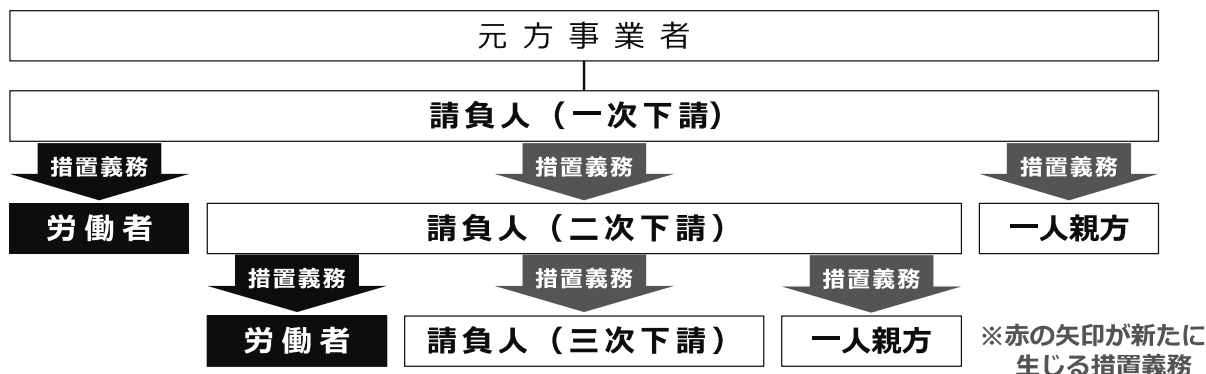
- 労働者に保護具を使用させる義務がある作業場所については、その場所にいる労働者以外の人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること
- 労働者を立入禁止や喫煙・飲食禁止にする場所について、その場所にいる労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止とすること
- 作業に関する事故等が発生し労働者を退避させる必要があるときは、同じ作業場所にいる労働者以外の人にも退避させること
- 化学物質の有害性等を労働者が見やすいように掲示する義務がある作業場所について、その場所にいる労働者以外の人にも見やすい箇所に掲示すること



## 注意事項

### 重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

事業者の請負人に対する配慮義務や周知義務は、請負契約の相手方に対する義務です。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



### 作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

### 元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の11省令を含む）の規定に違反していると認めるときは、必要な指示を行わなければならないとされています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指示」を行わなければなりません。

### 配慮義務の意味

配慮義務は、配慮すれば結果が伴わなくてもよいということではありません。何らかの手段で、労働者と同等の保護が図られるよう便宜を図る等の義務が事業者に課されます。

### 周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。  
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。

- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- ④ 口頭で伝える

### 請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人にも立入禁止や喫煙・飲食禁止を遵守しなければなりません。



# 神奈川県労働局安全・健康課関連QRコード一覧

労働災害と  
健康の現状



神奈川 転倒災害の  
状況(12ページ版)



正しい玉掛作業  
で安全確保！



神奈川働き方改革  
推進支援センター



神奈川 ⇒⇒  
産業保健  
総合支援  
センター



相談



健康起因事故防止のための  
健康教育無料出張サービス



転倒・腰痛防止のための  
ゼロ災無料出張サービス

## 神奈川県労働局労働基準部 安全課・健康課

〒231-8434 横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎 8F

安全課 045(211)7352

健康課 045(211)7353

### 労働基準監督署一覧

監督署	管轄	郵便番号	所在地	電話番号
横浜南	中区、南区、磯子区、港南区、金沢区	231-0003	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎 9階	045-211-7375
鶴見	鶴見区(扇島を除く)	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央 2-6-18	045-279-5486
横浜西	戸塚区、瀬谷区、泉区、栄区、保土ヶ谷区、旭区	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町 1-7 保土ヶ谷駅ビル 4階	045-287-0274
横浜北	神奈川区、西区、港北区、緑区、青葉区、都筑区	222-0033	横浜市港北区新横浜 2-4-1 日本生命新横浜ビル 3・4階	045-474-1252
川崎南	川崎区、幸区、鶴見区扇島	210-0012	川崎市川崎区宮前町 8-2	044-244-1273
川崎北	高津区、多摩区、宮前区、麻生区、中原区	213-0001	川崎市高津区溝口 1-21-9	044-382-3191
横須賀	横須賀市、三浦市、逗子市、三浦郡	238-0005	横須賀市新港町 1-8 横須賀地方合同庁舎 5階	046-823-0858
藤沢	藤沢市、藤沢市、茅ヶ崎市、高座郡	251-0054	藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 3階	0466-97-6748
平塚	平塚市、伊勢原市、秦野市、中郡	254-0041	平塚市浅間町 10-22 平塚地方合同庁舎 3階	0463-43-8615
相模原	相模原市	252-0236	相模原市中央区 富士見 6-10-10 相模原地方合同庁舎 4階	042-861-8631
厚木	厚木市、海老名市、座間市、愛甲郡、大和市、綾瀬市	243-0018	厚木市中町 3-2-6 厚木ビル 5階	046-401-1960
小田原	小田原市、足柄下郡、南足柄市、足柄上郡	250-0011	小田原市栄町 1-1-15 ミナカ小田原 9階	0465-22-7151

当局の事前の書面による承諾なく、販売目的で本出版物のいかなる部分、いかなる様式についても、電子的、電氣的、磁気テープ、機械的、写真複写、またはその他のいかなる手段を問わず、転載、情報検索システムへの保存、伝達を禁止します。

# 災害発生事例

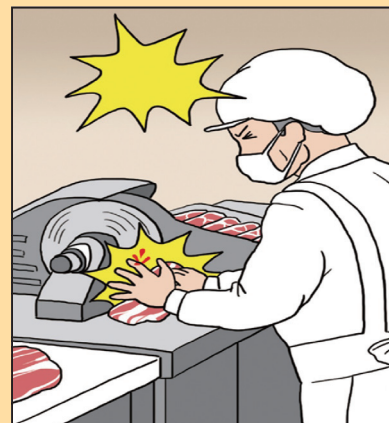
はさまれ・巻き込まれ災害



転倒災害



切れ・こすれ災害



墜落・転落災害



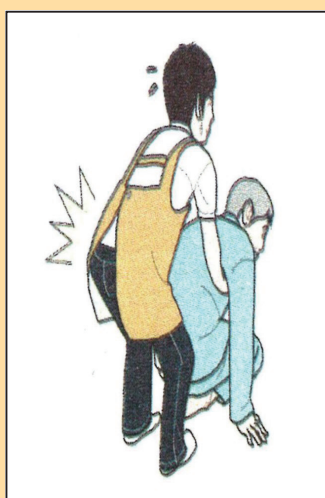
火傷災害



墜落・転落災害



腰痛災害



はさまれ・巻き込まれ災害

